

経済産業省委託事業

# シンガポール下位法令調査

---

2015年6月

日本貿易振興機構

バンコク事務所 知的財産部

## 目次

シンガポールの法制度に関する一般的な序論 .....	2
歴史年表 .....	12
法の一覧表 .....	15
一般的な IP 法の一覧表 .....	37
改正 .....	39
主たる立法（有効な版） .....	48
条約 .....	77
知的財産に関する章を定めた自由貿易協定 .....	79
IPOS ガイドラインの要約 .....	80
判例法 .....	83
執行 .....	90
注 .....	94

## シンガポールの法制度に関する一般的な序論

シンガポールの法制度は、英国の法制度から受け継がれている。その法源は、憲法、立法、補足法および判例法に由来する。

シンガポールの法は、成文法と非成文法の二つに分類される。

成文法の序列：

憲法 <sup>1</sup>
法律 (Acts) <sup>2</sup>
補足法 <sup>3</sup> (順不同)

規制	親法の実質的な規定を詳細に規定する。
規則	裁判手続等の手続に関する事項を詳細に規定する。
命令 は指示を定める。	特定の事物、人、または人の種類について特別な規定または指示を定める。
告示 ／通達	命令に類似するが、公示により重点を置く。
条例 て規定する。	限定された地域内の行為または特定の集団の構成員について規定する。

成文法は、立法権を有する機関により制定された法である。憲法<sup>1</sup>は、シンガポールの（成文および非成文による）最高法規である。制定法は、シンガポールにおいて法律（Acts）<sup>2</sup>として知られており、議会により制定され、憲法に次ぐ主たる法である。法律は、憲法に抵触してはならない。行政上および運営上の詳細は、その後の補足法<sup>3</sup>において具体化される。補足法は、大臣または議会により権限を付与されるその他の機関により公布される。補足法は、議会法よりもはるかに柔軟性を有している。議会による新たな議会法の可決を要することなく、適宜修正することが可能なためである。

法令（Ordinances）は、議会制定法と相対するものである。その違いは、法令は、1965年にシンガポールが独立国となる前に制定された点である。補足法は、シンガポールの成文法における序列の最下層に位置する。補足法は、親法となる単一の法律または法令に基づき制定される。補足法の機能は、親法となる制定法自体の対象とならない行政上および運営上の詳細を補充することである。

制定法は、目的に応じて解釈される。言い換えれば、議会の意図または目的を最も達成するような解釈が選択される。制定法は、裁判所により解釈される。司法府は、行政府および立法府から完全に独立して法を執行する。裁判所において民事手続に適用され、訴訟手続の枠組を定める法は、裁判所規則、最高裁判所法および下級裁判所法に含まれる。審理のいずれかの段階において、訴訟当事者が裁判所に対し中間差止命令（他方当事者が訴訟の審理まで何らかの行為を行うことを禁止する命令）を申し立てることを要する可能性がある。これは、審理において当該訴訟当事者が勝訴して紛争が解決された場合に、損害賠償により十分に補償し得ない損害の発生を防止するためである。

シンガポールの民事裁判所の構成は、治安判事法廷（Magistrate's Court）、地区法廷（District Court）、高等法廷（High Court）および控訴法廷（Court of Appeal）の4層から成る。最高裁判所は、控訴法廷および高等法廷で構成される。下級裁判所は、地区法廷および治安判事法廷で構成される。

## 非成文法：

非成文法は、判例法および慣習法で構成される。判例法は、最も重要な非成文法の法源である。判例法は、司法による成文法の解釈である。シンガポールの裁判官は、イギリス連邦の国々（例えば、オーストラリアおよびカナダ）による法的判断にしばしば言及する。年度ごとに分類されたシンガポール知的財産庁（IPOS）による法的判断は、[ここ](#)で検索することができる。知的財産（IP）に関する紛争は、著作権審判所（Copyright Tribunal）およびIPOSで扱うことが可能である。シンガポールは、1958年外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約の締約国である。つまり、同条約の締約国である約140カ国のうちのいずれの国においても、シンガポールで行われた仲裁判断が執行可能であることを意味する。

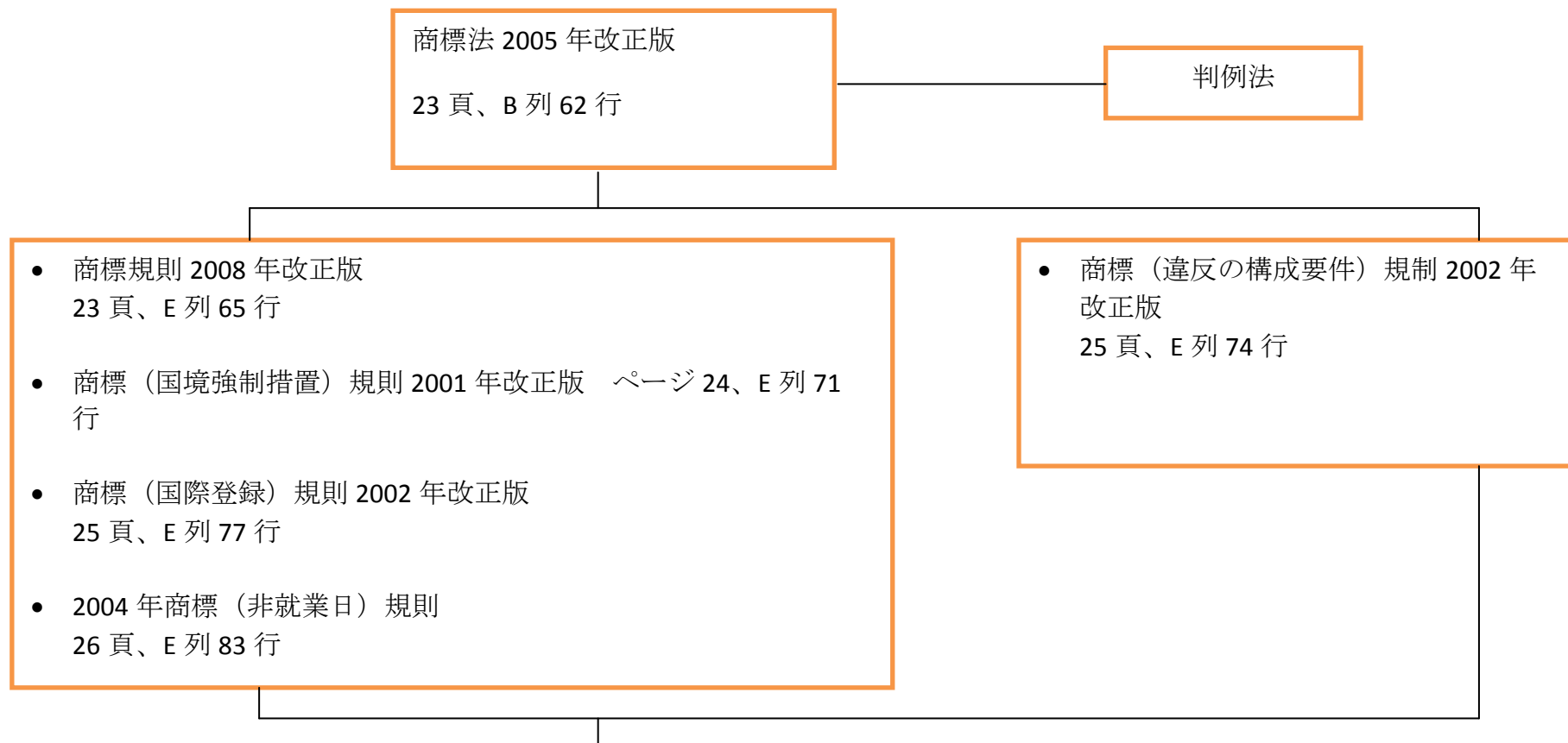
シンガポールは、特許性基準を完全に満たす特許出願のみに特許を付与する、肯定的結果に基づく付与制度を設けている（42ページの特許法第30条参照）。

## 法規の一体性／枠組について要約するための図表

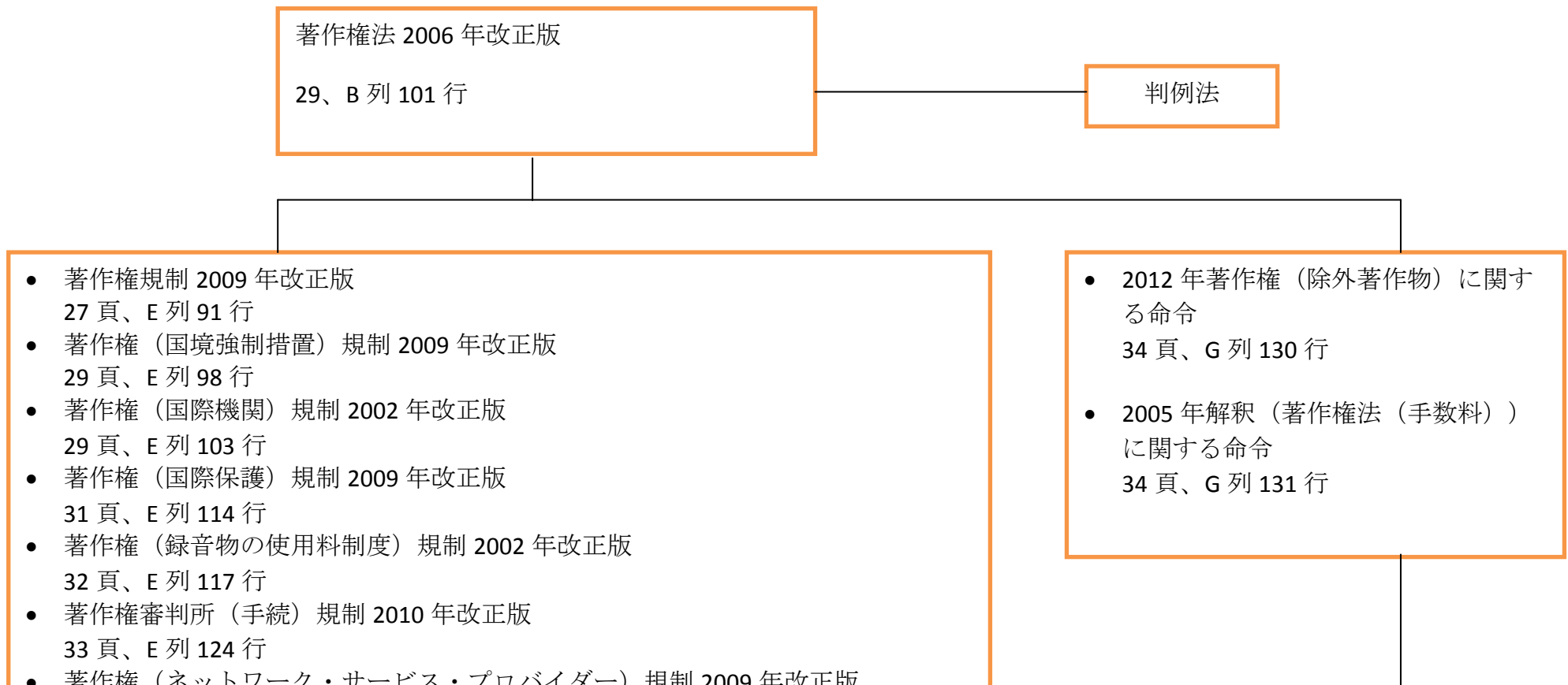
### 特許



## 商標



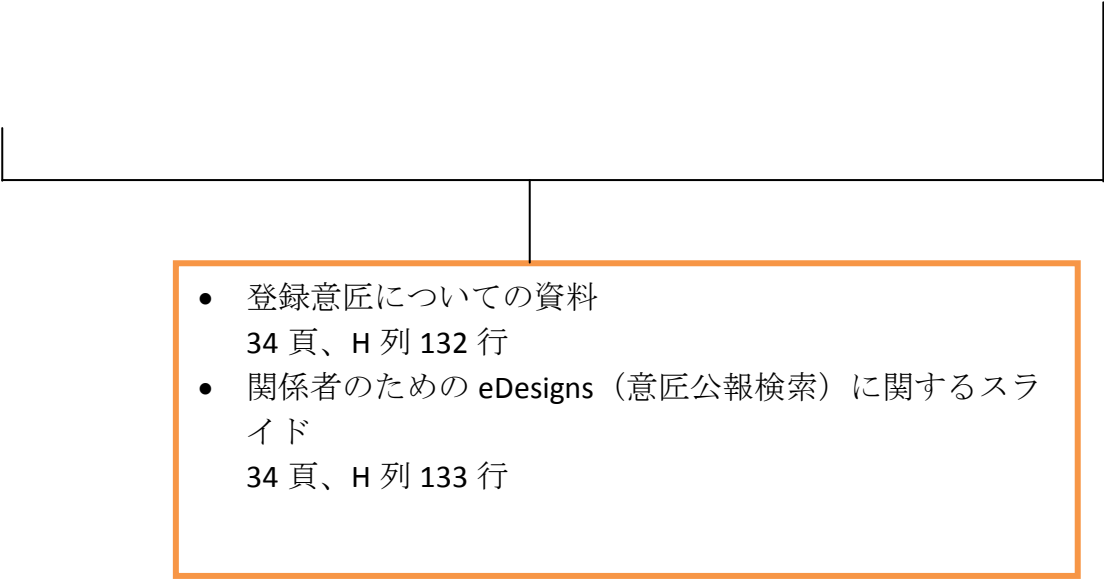
## 著作権



## 登録意匠





- 
- 登録意匠についての資料  
34 頁、H 列 132 行
  - 関係者のための eDesigns（意匠公報検索）に関するスライド  
34 頁、H 列 133 行

## 地理的表示

地理的表示法 1999 年改正版

36 頁、B 列 148 行

## 集積回路回路配置

集積回路回路配置法 2000 年改正版

37 頁、B 列 150 行

植物品種保護

植物品種保護法 2006 年改正版  
37 頁、B 列 153 行

植物品種保護規則 2006 年改正版  
37 頁、D 列 153 行

植物品種保護についての資料

37 頁、H 列 152 行

トレード・シークレット

判例法

86 頁

**IP に関する規定を伴う一般法**

シンガポール知的財産庁

シンガポール知的財産庁法 2002 年改正版

39 頁、B 列 160 行

競争

競争法 2006 年改正版

39 頁、B 列 165 行

会社

会社法 2006 年改正版

39 頁、B 列 166 行

消費者保護

消費者保護（公正取引）法 2009 年改正版

40 頁、B 列 167 行

通商（米国）

合衆国法典第 15 編通商（米国）

40 頁、B 列 168 行

## シンガポール共和国独立

シンガポール共和国独立法 1985 年改正版

40 頁、B 列 169 行

## 歴史年表

1965 年 後半～ 1970 年 代	基本的な IP 法は整っていたが、IP は関心事ではなかった（論評すらされていなかった）。
1980 年 代中頃	シンガポールは、低技術産業から高技術産業（例えば、ソフトウェア産業）への移行に対応して、IP を擁護する態度を取る。
1986 年	-著作権法の改正が議会で提案される。 -米国がシンガポールに対し、国内の著作権制度を厳格にしなければ経済的制裁（一般関税特惠制度（GSP）の地位の喪失）を与えるとして圧力をかける。
1980 年	先進国が国際取引と IP 保護とを結び付け始めた時代

代	
1987年	1987年著作権法が制定される。
1990年	シンガポールが世界知的所有権機関（WIPO）条約の締約国となる。
1994年	特許法が制定され、シンガポール初の特許出願の申請が認められた。 シンガポールが、特許協力条約の締約国となる。
1995年 1月	シンガポールが、WTOに賛同し、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（TRIPS）の締約国となる。
1995年	シンガポールにおいて、特許性のない対象のリストが廃止される。それまで特許性がなかった対象（例えば、営業方法およびコンピューター・プログラム）が、この時点で特許性を取得した。
1995年 ～2000 年	TRIPSの義務を遵守するため、シンガポールのIP法が変更される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特許法：特定の対象（例えば、数学的方法およびコンピューター・プログラム）の特許付与がこの時点で認められた。強制ライセンスの付与および政府使用を認める規定の範囲が狭められた。</li> <li>● 著作権法：著作権保護の範囲が、WTOまたはベルン・ユニオン国際輸出信用投資保険連合の加盟国で生じた著作物に拡大された。実演家の権利および国境強制措置が導入された。</li> <li>● 新法：1998年商標法、1998年地理的表示法、1999年集積回路回路配置法</li> </ul>
1999年	オンライン環境での使用者のニーズまたは著作権資料に対応するため、1999年に著作権法の重要な改正が行われた。行われた改正には、以下の改正が含まれていた。「ユーザー・キャッシュ」に関する擁護の導入（使用者のコンピューター内において、ネットワーク上で提供された資料の電子的なコピーから著作権資料の一時的なコピーまたは電子コピーの作成を認める）、権利管理情報を保護するための民事上の救済手段の導入、ネットワーク・サービス・プロバイダーの著作権に関する責任についての一定の免責の設定
2000年 11月13 日	この日付以降、シンガポールにおいて自己の登録意匠を保護することを希望する者は、英国ではなくシンガポールで登録出願を申請しなければならなくなった。
2001年	IPOSが設立された。IPOSは、特許、商標、登録意匠および植物品種登録制度の管理を取り扱った。
2003年	米国・シンガポール自由貿易協定（FTA）の締結。同協定には、IPに関する章が含まれており、TRIPS協定、ならびに1996年WIPO著作権条約、および1996年実演およびレコードに関する世界知的所有権条約の基準よりもさらに高いIP基準の採用を義務付けている。これらのより高い基準の事例には、以下のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● FTAは、医薬品の並行輸入に対する一定の制限を定める。</li> <li>● 特許独占の禁止の認められる例外が、さらに限定される。明示的な「Bolar」条項による例外により、ジェネリック医薬品製造業者は、米国およびシンガポールのみにおいて販売承認の要件を満たすための試験を行うことが可能となる。</li> </ul> この協定により、2005年の法改正につながったと思われる。
2004年 1月1日	米国・シンガポール自由貿易協定（USSFTA）が発効する。ただし、2005年1月1日時点では、完全に有効になったのはシンガポールの著作権および執行に関する義務のみであった。これにより、IP法（例えば、2004年特許（改正）法、2004年商標（改正）法、2004年知的財産（雑則改正）法および2004年植物品種保護法）が変更されることとなった。

2004年 ～2005 年	シンガポールは、米国・シンガポール FTA の義務を遵守するため、国内法を改正するが、同時に、FTA により影響を受ける IP 権の拡大により IP の保有者を過度に有利にしないことを確実にするための改革を導入した。その事例の一つは、シンガポールが、より限定的な英国の「フェア・ディーリング」の擁護の代わりに、親米的な「フェア・ユース」による著作権擁護モデルを採用したことである。
---------------------	--

このページは、ページ番号を付すために、意図的に空白のままとする。

## 法の一覧表

	A	B	C	D	E	F	G	H
	IPの種類	法律およびその改正版	法律の改正	改正通知	規制およびその改正版	規制の改正	改正通知	手引
1	特許	1937年英国特許法  -リンク該当なし			1995年特許規則 (G. N. No. S 538/1995)			<a href="#">IPOSにおける特許出願審査ガイドライン</a> --2014年2月14日
2		<a href="#">1995年特許法</a> -1995年2月23日			<a href="#">1993年改正版—特許規則</a> --1995年2月23日			<a href="#">IPOSの2008年特許法改正のガイド</a> --2008年10月



					日			3日
3		<a href="#">1995年改正版—特許法</a> - 1995年3月15日				<a href="#">1996年特許（改正）規則</a> --1996年2月24日		<a href="#">特許出願に関する2007年特許法改正についてのガイド</a> --2008年10月20日
4			<a href="#">1995年特許（改正）法</a> - 1996年1月1日			<a href="#">1996年特許（第二改正）規則</a> --1996年6月1日		<a href="#">優先権主張に関する2007年特許法改正についてのガイド</a> --2008年10月20日
5			2001年 <a href="#">シンガポール知的財産庁法</a> -2001年4月1日			<a href="#">1997年特許（改正）規則</a> --1997年4月1日		<a href="#">2007年特許法改正のガイド</a>  --2007年4月20日
6			<a href="#">2001年特許（改正）法</a> -第14条（2002年2月2日） -第6条（2002年2月25日） -その他すべての条項（2001年10月17日）			<a href="#">1997年特許（第二改正）規則</a> --1997年6月1日		
7		<a href="#">2002年改正版—特許法</a> -2002年7月31日				<a href="#">1997年特許（第三改正）規則</a> --1997年10月15日		
8				<a href="#">2002年法</a>		<a href="#">1998年特許（改正）</a>		

				<a href="#">(特許法) (修正)に 関する命令 改正版</a> -2002年12 月9日		<a href="#">規則</a> --1998年3月2日		
9			<a href="#">2004年特許(改 正)法</a> -2004年7月1日			<a href="#">1998年特許(第二改 正)規則</a> --1998年6月1日		
10		<a href="#">2005年改正 版—特許法</a> -2005年7月 31日				<a href="#">1999年特許(改正) 規則</a> --1999年6月1日		
11			<a href="#">2007年制定法 (雑則改正)法</a> -2007年4月1日			<a href="#">1999年特許(第二改 正)規則</a> --1999年7月1日		
12			<a href="#">2008年特許(改 正)法</a> -2008年12月1 日			<a href="#">1999年特許(第三改 正)規則</a> --1999年12月20日		
13			<a href="#">2009年弁護士 (改正)法</a> -2009年10月9 日			<a href="#">2000年特許(改正) 規則</a> --2000年7月3日		
14			<a href="#">2012年特許(改 正)法</a> -2013年4月8 日、2014年2月 14日			<a href="#">2001年特許(改正) 規則</a> --2001年2月15日		
15			<a href="#">2014年制定法 (雑則改正)法</a> -2014年3月10 日、2014年4月			<a href="#">2001年特許(第二改 正)規則</a> -- <a href="#">2001年10月17日</a>		

			30日					
16						<a href="#">2001年特許（第三改正）規則</a> --2002年1月15日		
17						<a href="#">2002年特許（改正）規則</a> --2002年2月25日		
18						<a href="#">2003年特許（第二改正）規則</a> --2002年7月31日		
19						<a href="#">2002年特許（第二改正）規則</a> --2002年8月15日		
20						<a href="#">2003年特許（改正）規則</a> --2003年8月1日		
21						<a href="#">2003年特許（第三改正）規則</a> --2004年1月1日		
22						<a href="#">2004年特許（改正）規則</a> --2004年7月1日		
23						<a href="#">2005年特許（改正）規則</a> --2005年4月1日		
24						<a href="#">2006年特許（改正）規則</a> --2006年6月2日		
25						<a href="#">2006年特許（第二改正）規則</a> --2006年8月1日		
26						<a href="#">2007年特許（改正）規則</a>		

						<a href="#">規則</a> --2007年2月1日		
27						<a href="#">2007年特許（第二改正）規則</a> --2007年4月1日		
28					<a href="#">2007年改正版— 特許規則</a> --2007年10月1日			
29						<a href="#">2009年特許（改正） 規則</a> --2009年10月22日		
30						<a href="#">2010年特許（改正） 規則</a> --2010年12月6日		
31						<a href="#">2011年特許（改正） 規則</a> 2011年1月1日（規則2、4h） -2011年12月1日 （規則2、4hを除くすべての規則）		
32						<a href="#">2013年特許（改正） 規則</a> --2013年4月8日		
33						<a href="#">2014年特許（改正） 規則</a> --2014年2月14日		
34						<a href="#">2014年特許（第二改正）規則</a> --2014年3月10日		
35					<a href="#">2001年特許（特許代理人）規則</a> -2002年1月2日			

36						<a href="#">2007年特許（特許代理人）（改正）規則</a> -2007年4月1日		
37						<a href="#">2009年特許（特許代理人）（改正）規則</a> -2009年12月15日		
38						<a href="#">2014年特許（特許代理人）（改正）規則</a> -2014年2月14日		
39						<a href="#">2001年特許（違反の構成要件）規制</a> -2001年5月1日		
40						<a href="#">特許（違反の構成要件）規制</a> -2007年改正版 -2007年10月1日		
41						<a href="#">1995年特許（条約締約国）命令</a> -日付該当なし		
42						1996年改正版 <a href="#">特許（条約締約国）命令</a> -1995年2月23日		

					日		
43						<a href="#">1996年特許（条約締約国）（改正）命令</a> -1996年9月27日	
44						<a href="#">1997年特許（条約締約国）（改正）命令</a> -1996年10月19日	
45						<a href="#">1997年特許（条約締約国）（第二改正）命令</a> -1996年11月23日	
46						<a href="#">1997年特許（条約締約国）（第三改正）命令</a> -1997年6月26日	
47						<a href="#">1998年特許（条約締約国）（改正）命令</a> -1998年5月12日	
48						<a href="#">1998年特許（条約締約国）（第二改正）命令</a> -1998年9月22日	
49						<a href="#">1999年特許（条約締約国）（改正）命令</a> -1998年12月20日	
50						<a href="#">1999年特許（条約締約国）（第二改正）命令</a> -1999年7月14日	
51						<a href="#">2000年特許（条約締約国）（改正）命令</a> -2000年8月4日	

52						<a href="#">2002年特許（非就業日）規則</a> -日付該当なし		
53	商標	<a href="#">1938年商標法 No.38</a>			<a href="#">1996年改正版—商標規則</a> — 1992年3月25日			<a href="#">商標についての資料</a>
54		1992年改正版—1992年商標法— 1992年1月1日、 1992年3月9日				<a href="#">1998年商標（改正）規則</a> -1998年6月1日		<a href="#">フォーム TM4 作成のためのガイドライン</a>
55		<a href="#">1998年商標法</a> —1999年1月15日  第54条 (2000年10月31日発効)			<a href="#">1998年商標規則</a> -1999年1月15日			<a href="#">フォーム MM2(E)作成のためのガイドライン</a>
56		<a href="#">1999年改正版—商標法</a> --1999年12月30日				<a href="#">1999年商標（改正）規則</a> -1999年6月4日		<a href="#">商標についてのマニュアル</a> (商標の項目における商標についてのマニュアル参照)
57				<a href="#">2000年法（商標法）（改正）に関する命令改正版</a>	<a href="#">2000年改正版—商標規則</a> — 2000年1月31日			

				-2000年1月4日				
58			<a href="#">2000年制定法（雑則改正および廃止）法</a> -2000年11月1日			<a href="#">2000年商標（改正）規則</a> -2000年10月31日、2000年11月6日		
59			<a href="#">2001年シンガポール知的財産庁法</a> -2001年4月1日			<a href="#">2001年商標（改正）規則</a> -2002年1月1日（規則13） -2002年1月15日（その他すべての規則）		
60			<a href="#">2003年関税（改正）法</a> -2003年4月1日			<a href="#">2003年商標（改正）規則</a> -2003年10月15日		
61			<a href="#">2004年商標（改正）法</a> -2004年7月1日			<a href="#">2004年商標（改正）規則</a> -2004年7月1日		
62		<a href="#">2005年改正版—商標法</a> --2005年7月31日				<a href="#">2005年商標（改正）規則</a> -2006年1月1日		
63			<a href="#">2005年制定法（雑則改正）（No.2）法</a> -2006年1月1日			<a href="#">2006年商標（改正）規則</a> -2007年1月1日		
64			<a href="#">2007年商標（改正）法</a> -2007年7月2日			<a href="#">2007年商標（改正）規則</a> -2007年7月2日		
65			<a href="#">2012年知的財産（雑則改正）法</a> -2014年3月7日		<a href="#">2008年改正版—商標規則</a> -2008年1月31日			



					日			
66			<a href="#">2014年制定法 (雑則改正) 法</a> -2014年3月10日  第7条(1)項(c) 号、第7条(1)項 (d)号、 第8条(c)項、第8 条(d)項、第13条 (a)項および第13 条(b)項 (2014年 4月30日発効)			<a href="#">2008年商標 (改正) 規則</a> -2008年12月1日		
67					<a href="#">1990年改正版— 商標規則</a> -日付該当なし			
68				<a href="#">1959年外国 への第75条 の適用</a> -1959年12 月31日		<a href="#">2011年商標 (改正) 規則</a> -2011年11月1 日、2011年12月1 日、 2012年1月1日		
69				<a href="#">1995年商標 (外国への 第75条の適 用) に関す る告示</a> -日付該当な し		<a href="#">2013年商標 (改正) 規則</a> -2014年1月1日		
70					<a href="#">1999年商標 (国</a>			

					<a href="#">境強制措置）規則</a> -1999年1月15日			
71					2001年改正版— <a href="#">商標（国境強制措置）規則</a> —2001年1月31日			
72						<a href="#">2004年商標（国境強制措置）（改正）規則</a> -2004年7月1日		
73					<a href="#">2001年商標（違反の構成要件）規制</a> —2001年5月1日			
74					2002年改正版— <a href="#">商標（違反の構成要件）規制</a> —2002年1月31日			
75					<a href="#">2000年商標（国際登録）規則</a> -2000年10月31日			
76						<a href="#">2001年商標（国際登録）（改正）規則</a> -2002年1月15日		
77					2002年改正版— <a href="#">商標（国際登録）規則</a> —2002			

					年1月31日			
78						<a href="#">2005年商標（国際登録）（改正）規則</a> -2006年1月1日		
79						<a href="#">2007年商標（国際登録）（改正）規則</a> -2007年7月2日		
80						<a href="#">2008年商標（国際登録）（改正）規則</a> -2008年12月1日		
81						<a href="#">2011年商標（国際登録）（改正）規則</a> -2011年12月1日		
82					<a href="#">2000年商標（非就業日）規則</a> -日付該当なし			
83					<a href="#">2004年商標（非就業日）規則</a> -日付該当なし			
84	著作権	<a href="#">1911年帝国著作権法（英国）</a> -1912年7月1日			<a href="#">1987年著作権規制</a> -1987年4月10日			<a href="#">著作権についての資料</a>
85		<a href="#">1987年著作権法</a> -1987年4月10日			1996年改正版-著作権規制 -1992年3月25日			<a href="#">著作物上の著作権</a>

					リンク該当なし			
86		<a href="#">1988年改正版—著作権法</a> -1988年4月30日				<a href="#">1997年著作権（改正）規制</a> -1995年10月1日		<a href="#">自国での著作権</a>
87			<a href="#">1994年著作権（改正）法</a> -1994年10月1日			<a href="#">1996年著作権（改正）規制</a> -1996年4月1日		<a href="#">著作権とインターネット</a>
88			<a href="#">1994年シンガポール放送庁法</a> -1994年10月1日			<a href="#">1998年著作権（改正）規制</a> -1998年4月16日		<a href="#">教職者に対する著作権</a>
89			<a href="#">1995年輸出入規制法</a> -1995年12月1日			<a href="#">1999年著作権（改正）規制</a> -1999年12月15日		
90			<a href="#">1998年著作権（改正）法</a> -1998年4月16日			<a href="#">2005年著作権（改正）規制</a> -2005年4月18日		
91			<a href="#">1999年著作権（改正）法</a> -1998年4月16日（第25条） -1999年12月15日（第25条を除くすべての条項）		<a href="#">2009年改正版—著作権規制</a> -2009年3月31日			
92			<a href="#">1999年集積回路回路配置法</a> -1999年2月15日					

93		<a href="#">1999年改正版—著作権法</a> -1999年12月30日			<a href="#">1987年著作権（輸入規制）規制</a> -1987年4月10日			
94			<a href="#">2000年登録意匠法</a> -2000年11月13日		1990年改正版— <a href="#">著作権（輸入規制）規制</a> —1992年3月25日			
95			<a href="#">2001年シンガポール知的財産庁法</a> -2001年4月1日		<a href="#">1998年著作権（国境強制措置）規制</a> —1998年4月16日			
96			<a href="#">2002年シンガポール・メディア開発局法</a> -2003年1月1日		<a href="#">2002年改正版—著作権（国境強制措置）規制</a> —2002年9月30日			
97			<a href="#">2003年関税（改正）法</a> -2003年4月1日			<a href="#">2005年著作権（国境強制措置）（改正）規制</a> --2005年4月18日		
98			<a href="#">2004年知的財産（雑則改正）法</a> -2004年7月1日		<a href="#">2009年改正版—著作権（国境強制措置）規制</a> --2009年3月31日			
99			<a href="#">2004年著作権（改正）法</a> -2005年1月1日					

100			<a href="#">2005年著作権 (改正)法</a> -2005年8月15日		<a href="#">1987年著作権 (国際機関)規制</a> -1987年4月10日			
101		<a href="#">2006年改訂版—著作権法</a> -2006年1月31日			<a href="#">1987年改訂版— 著作権(国際機関)規制</a> -1992年3月25日			
102			<a href="#">2008年制定法 (雑則改正) (No.2)法</a> -2008年12月17日		<a href="#">1990年改訂版— 1990年著作権 (国際機関)規制</a> -日付該当なし			
103			<a href="#">2009年著作権 (改正)法</a> -2009年12月31日		<a href="#">2002年改訂版—著 作権(国際機関) 規制</a> -2002年9月30日			
104			<a href="#">2012年制定法 (雑則改正) (No.2)法</a> -2013年3月28日					
105			<a href="#">2014年下級裁判 所(改正)法</a> -2014年3月7日		<a href="#">1987年著作権 (国際保護)規制</a>  (リンク該当な			

					し)			
106					<a href="#">1990年改正版— 1990年著作権 (国際保護)規制</a>			
					-日付該当なし			
107					<a href="#">1996年改正版— 著作権(国際保 護)規制</a> --1992年3月25 日			
108						<a href="#">1996年著作権(国 際保護)(改正)規 制</a> --1996年11月15日		
109						<a href="#">1997年著作権(国 際保護)(改正)規 制</a>		
110						<a href="#">1997年著作権(国 際保護)(第二改 正)規制</a> --1997年3月27日		
111						<a href="#">1998年著作権(国 際保護)(改正)規 制</a> --1998年4月16日		
112					<a href="#">2002年改正版— 著作権(国際保 護)規制</a> --2002年9月30 日			
113						<a href="#">2003年著作権(国 際保護)(改正)規 制</a> --2003年12月1日		

114					<a href="#">2009年改正版— 著作権（国際保 護）規制</a> --2009年3月31 日			
115					<a href="#">1987年著作権 （録音物の使用 料制度）規制</a> -1987年4月10 日			
116					<a href="#">1990年改正版— 著作権（録音物 の使用料制度） 規制</a> --1992年3月25 日			
117					<a href="#">2002年改正版— 著作権（録音物 の使用料制度） 規制</a> -2002年9 月30日			
118					<a href="#">1989年改正版— 著作権審判所 （手続）規制</a> --1992年3月25 日			
119					<a href="#">1990年改正版— 1990年著作権審 判所（手続）規 制</a>			



					-日付該当なし			
120						<a href="#">1998年著作権審判所 (手続) (改正) 規 制</a> --1998年4月16日		
121						<a href="#">2005年著作権審判所 (手続) (改正) 規 制</a> -2005年4月18日		
122						<a href="#">2009年著作権審判所 (手続) (改正) 規 制</a> --2009年12月31日		
123						1988年著作権審判所 (手続) 規制 --2010年5月31日  -リンク該当なし		
124					<a href="#">2010年改正版— 著作権審判所 (手続) 規制</a> --2010年5月31 日			
125						<a href="#">2014年著作権審判所 (手続) (改正) 規 制</a> --2014年3月7日		
126					<a href="#">2005年著作権 (ネットワー ク・サービス・ プロバイダー) 規制</a> --2005年4月18 日			

127					<a href="#">2009年改正版— 著作権（ネット ワーク・サービ ス・プロバイダ ー）規制</a> --2009年3月31 日			
128							<a href="#">2005年著作 権（除外著 作物）命令</a> --2005年4 月18日	
129							<a href="#">2008年著作 権（除外著 作物）命令</a> --2009年1 月1日	
130							<a href="#">2012年著作 権（除外著 作物）命令</a> --2013年1 月1日	
131							<a href="#">2005年解釈 （著作権法 （手数料） 料）命令</a> --2005年4 月18日	
132	登録意 匠	1938年英国 <a href="#">意匠（保 護）法</a>			<a href="#">2000年登録意匠 規則</a> --2000年11月 13日			<a href="#">登録意匠につ いての資料</a>

133		<a href="#">2000年登録 意匠法</a> --2000年11 月13日				<a href="#">2001年登録意匠 (改正)規則</a> --2001年9月28日		<a href="#">関係者のための eDesignsに関 するスライド</a>
134			<a href="#">2001年シンガポ ール知的財産庁法</a> --2001年4月1日			<a href="#">2001年登録意匠 (第二改正)規則</a> --2002年1月15日		
135			<a href="#">2001年制定法 (雑則改正および 廃止)法</a> --2001年9月1日 (第3条および第 17条を除く)		<a href="#">2002年改正版-登 録意匠規則</a> --2002年1月31 日			
136		<a href="#">2001年改正 版—登録意 匠法</a> --2001年12 月31日				<a href="#">2004年登録意匠 (改正)規則</a> --2005年1月1日		
137			<a href="#">2004年知的財産 (雑則改正)法</a> --2004年7月1日			<a href="#">2005年登録意匠 (改正)規則</a> --2005年9月1日		
138			<a href="#">2004年登録意匠 (改正)法</a> --2005年1月1日			<a href="#">2011年登録意匠 (改正)規則</a> --2011年12月1日		
139		<a href="#">2005年改正 版—登録意 匠法</a> --2005年7 月31日						
140			<a href="#">2012年知的財産 (雑則改正)法</a> --2014年3月7日		1968年改正版— 一時解雇金積立 規制  --1992年3月25			

					日 (リンク該当なし)			
141			<a href="#">2014年制定法(雑則改正)法</a> --2014年3月10日、2014年4月30日		<a href="#">2001年登録意匠(違反の構成要件)規制</a> --2001年5月1日			
142					<a href="#">2002年改正版—登録意匠(違反の構成要件)規制</a> --2002年1月31日			
143								
145					<a href="#">2005年登録意匠(国際登録)規則</a> --2005年4月17日			
146								
147	地理的表示	<a href="#">1998年地理的表示法</a> --1999年1月15日						
148		<a href="#">1999年改正版—地理的表示法</a> --1999年12月30日						
149	集積回	<a href="#">1999年集積</a>						

	路回路 配置	<a href="#">回路回路配 置法</a> --1999年2 月15日						
150		<a href="#">2000年改正 版—集積回 路回路配置 法</a> --2000年12 月30日						
151			<a href="#">2004年知的財産 (雑則改正)法</a> --2004年7月1日					
152	植物品 種保護	<a href="#">2004年植物 品種保護法</a> --2004年7 月1日			<a href="#">2004年植物品種 保護規則</a> —2004年7月1 日			<a href="#">植物品種保護に ついての資料</a>
153		<a href="#">2006年改正 版—植物品 種保護法</a> --2006年1 月31日			<a href="#">2006年改正版— 植物品種保護規 則</a> --2006年8月31 日			
154			<a href="#">2007年制定法 (雑則改正)法</a> --2007年4月1日 (第6条) 2007年5月2日 (第8条および第 11条) 2007年3月1日 (その他すべての 条項)				<a href="#">2013年植物品種保護 (改正)規則—2013 年12月9日</a>	
155				<a href="#">2013年植物 品種保護法</a>				

				<a href="#">(附則改正) 告示</a> --2013年12月9日				
156			<a href="#">2012年知的財産(雑則改正)法</a> --2014年3月7日					

一般的な IP 法の一覧表

	A	B	C
	IPの種類	法律およびその改正版	法律の改正
157	シンガポール知的財産庁	<a href="#">2001年シンガポール知的財産庁法</a> --2002年4月1日	
158			<a href="#">2001年制定法(雑則改正および廃止)法</a> --2001年8月22日(第17条) 2002年3月1日(第3条) 2001年9月1日(その他すべての条項)
159			<a href="#">2002年法定法人(資本拠出)法</a> --2002年7月15日
160		<a href="#">2002年改正版—シンガポール知的財産庁法</a> --2002年7月31日	
161			<a href="#">2004年信託(改正)法</a> --2004年12月15日
162			<a href="#">2009年著作権(改正)法</a> -2009年12月31日
163			<a href="#">2010年刑事訴訟法</a> --2011年1月2日

164	競争	<a href="#">2004年競争法</a> -2004年1月1日	
165		<a href="#">2006年改正版-競争法</a> -2006年1月30日	
166	会社	<a href="#">2006年改正版会社法</a> -2006年10月31日	
167	消費者保護	<a href="#">2009年改正版- 消費者保護（公正取引）法</a> -2009年7月31日	
168	通商（米国）	<a href="#">合衆国法典第15編通商（米 国）</a> -日付該当なし	
169	独立	1985年改正版-シンガポール 共和国独立法 -1987年3月30日	

## 改正

### 特許法

#### 1. 1937年英国特許法（による登録）

- a. 英国で付与された特許の再登録制度。再登録は、シンガポールの特許登録局において3年以内に行わなければならなかった。1969年特許（強制ライセンス）法により補足される。
- b. 再登録は、費用が高く、煩雑で、時間のかかる手続であった。

#### 2. 1994年特許法

- a. 1937年英国特許法による登録の廃止
- b. シンガポールが、英国またはヨーロッパ特許庁（英国）における事前の特許を要しない、独立の特許付与法域に変更された。
- c. 1977年英国特許法のほとんどの特徴が引き継がれた。1977年英国特許法との相違点として、以下の点が挙げられる。
  - i. 並行輸入を認めること。動物もしくは植物品種または動物もしくは植物の生産に不可欠な生物学的過程（微生物学的過程またはそれによる生産物を除く）への特許付与が禁止されないこと。
- d. TRIPSおよびUSSFTA要件への特許法の適合

#### 3. 1995年特許法

- a. 主要な国際特許条約（パリ条約およびブダペスト条約を含む）に足並みを揃えた。
- b. 第13.2項（特許性のない対象の一覧を示す）を廃止した。

#### 4. 1995年改正版-特許法

- a. それまでの改正を含む。

#### 5. 1995年特許（改正）法

- a. 特許性の除外に対する変更
- b. 強制ライセンスおよび政府使用に関する規定の厳格化

#### 6. 2001年シンガポール知的財産庁法

#### 7. 2001年特許（改正）法

#### 8. 2002年改正版-特許法

- a. それまでの改正を含む。

#### 9. 2002年法（特許法）（改正）に関する命令改正版

#### 10. 2004年特許（改正）法



- a. シンガポールでの特許代理人登録に関する新たな規定（第 XIX 部）
- b. 対象とされた問題には、以下のものが含まれる。特許期間、特許付与後の調査および審査、強制ライセンス、特許侵害に対する防御、並行輸入、排他的ライセンシーによる法的手続
- c. 医薬品について特許期間が延長された。医薬品および生物医学産業を支援するための改正が行われた。
- d. 審査手続においてより多くの選択肢が設定された。
- e. 新たな特許取消事由を定めることによる、第 80 条の改正
- f. 強制ライセンス（反競争的慣習を是正するため必要とされる場合に利用可能）
- g. 「Bolar」条項による擁護
- h. 並行輸入の擁護の制限
- i. 特許付与後の調査および審査

#### 11. 2005 年改正版—特許法

- a. それまでの改正を含む。

#### 12. 2007 年制定法（雑則改正）法

#### 13. 2008 年特許（改正）法

- a. 「ドーハ改正」：TRIPS 協定に基づく特定の措置の実施を目的とする。
- b. 「競争に関する改正」：新たに制定された第 50A 条の発効前に締結された契約について、特許法第 51 条および第 52 条の適用を制限する。かかる発効後に締結された契約は、競争法の適用対象となる。

#### 14. 2009 年弁護士（改正）法

#### 15. 2012 年特許（改正）法

- a. 自己査定型の付与制度から肯定的結果に基づく付与制度への転換。これにより、これ以降、未解決の異議申立が存在する審査報告書に反して特許が付与されることはなくなった。
- b. 調査および審査期間について、二つあった期間の選択肢（ファスト・トラックおよびスロー・トラック）が、一本化され、期間延長の規定はなくなった。
- c. 審査の申請期限の修正

#### 16. 2014 年制定法（雑則改正）法

## 商標法

### 1. 1938年商標法（第38号）

- a. 1938年英国商標法に極めて類似する。
- b. シンガポールの商標登録局で登録される商標を対象とする。

### 2. 1992年改正版-1992年商標法

### 3. 1998年商標法

- a. 1994年英国商標法をモデルとしている。
- b. 第2.1項：商標の定義
- c. 第7条：絶対的不登録事由の一覧を示す。
- d. 第8条：相対的不登録事由の一覧を示す。
- e. 第9条：商標を善意で併存使用する場合について規定する。

### 4. 1999年商標法

- a. パリ条約に基づき周知商標について規定する。

### 5. 1999年改正版-商標法

### 6. 2000年法（商標法）（改正）に関する命令改正版

### 7. 2000年制定法（雑則改正および廃止）法

### 8. 2004年商標（改正）法

- a. 1999年商標法（改正版）第2条(1)項の削除。このようにして、商標は「視認できる」こととする要件が削除された。
- b. 周知商標にかかわる場合における、保護および救済手段の強化
- c. 知的財産権（IPR）を保護するための国境措置の厳格化
- d. 職権による国境措置に関する規定の創設

### 9. 2005年改正版-商標法

- a. 特殊な区分の商標（周知商標）を以下のものから保護することを意図して、希釈化防止に関する権利が導入された。
  - i. 不鮮明化による希釈化
  - ii. 汚染による希釈化
  - iii. 不正な利用

反希釈化に関する権利の詳細については、*Novelty Pte Ltd 対 Amanresorts Ltd* 事件（2009年）（SGCA 13）、*Sarika Connoisseur Café Pte Ltd 対 Ferrero SpA* 事件（2013年）（1 SLR 531）を参照されたい。

### 10. 2005年制定法（雑則改正）（No.2）法

a. 商標法の改正：

- i. 第2条(1)項：シンガポールを含めるための「条約締約国」の定義の変更（第10条および附則3段落13における場合を除く）
- ii. 登録出願の審査
- iii. 団体商標
- iv. 証明商標

**11. 2005年商標（改正）規則**

a. 改正：

- i. 規則7：文書の送達。手数料を伴わない文書（審理に関する文書を除く）は、ファックス送信により商標登録局に送付することができる。
- ii. 規則21：出願の瑕疵：最低限の申請要件が満たされない場合に、商標登録局が取る措置について規定する。

**12. 2005年商標（国際登録）（改正）規則**

a. 改正：

- i. 規則5：商標登録局は、シンガポールを指定する国際登録における商品またはサービスの仕様に含まれる曖昧な用語に対し異議を申し立てる権利を有する。
- ii. 規則28：国際事務局に対する通知。国際出願について、商標登録局は、基礎出願が取り下げられたものとして扱われ、商標規則に従い回復されない場合、その旨を国際事務局に通知する。

**13. 2006年商標法に関するシンガポール条約**

- a. 目的：商標法条約（1994年）を更新すること。当事国が両方の条約の締約国である場合、シンガポール条約が適用される。
- b. 「対象となる視認できる商標」（商標法条約）から締約国が提案する可能性のある商標へと、保護対象の商標の範囲を拡大した。
- c. 同条約は、非伝統的商標を明示的に認めた最初の国際商標条約である。
- d. 商標登録機関による申請の最大件数を規定する。
- e. 締約国の総会を設立した。この総会は、条約の規定を修正することができる。

**14. 2007年商標（改正）法**

- a. 複数の種類の登録、登録出願の分割、出願係属中の商標に関するライセンスの登録を認める。
- b. 期限徒過の影響を緩和するための救済措置について規定する。
- c. 商標法においてシンガポール条約を実施する。

**15. 2007年商標（改正）規則**

- a. 改正された規則：規則17、22、56、57、77B

**16. 2011年商標（改正）規則**

- a. 商標規則（2008年版）の改正：規則15、16、附則1、附則3
- b. 商標（国際登録）規則の改正：附則1

## 著作権法

### 1. 1911年帝国著作権法

- a. 英国の領土を対象とする帝国法の一部。同法は、シンガポールへ適用するために1914年著作権法により修正され、1968年著作権（レコードおよび政府放送）法により補足された。
- b. 第25.1項は、1911年帝国著作権法の対象を英国の主権が及ぶすべての領土（自治領を除く）に拡大する。これには、シンガポールが含まれる。

### 2. 1968年著作権（レコードおよび政府放送）法

- a. 目的：現地の音楽産業従事者の生活基盤を脅かしていた、違法コピーされた音楽著作物の輸入の増加に対応すること。同時に、政府放送を音楽著作物およびレコードの著作権侵害から免責すること。

### 3. 1987年著作権法

- a. 米国に対する自国の貿易特権（一般特惠関税制度の恩恵）を保護したいというシンガポールの希望が主に動機となった。
- b. 先進国の著作権基準を遵守する。
- c. 並行輸入：この法律の制定前に、並行輸入に関する法案の規定が変更され、最終的に、並行輸入が認められるようになった。第25条(3)項：著作権者の独占的な輸入権は、製造国において権利者の同意なく製造された物品に限定される。並行輸入を可能にする規定を定める。ただし、かかる規定は、検察官対 *Teoh Ai Nee* 事件にみられるように、その目的達成に及ばないものであった。
- d. 同法は、以下の区分のみを保護していた。録音物、映画フィルム、音声および／またはテレビ放送番組、有線放送番組、原作者の著作物の出版された版、および原作者の著作物
- e. 第25.2項：本規定は、市場への並行輸入を可能にし、国民がより安価な著作物の輸入増加による恩恵を受けることができるようにするため、綿密に制定された。
- f. コンピューター・プログラムを文芸的著作物の一種として保護することにした。

### 4. 1987年著作権（国際保護）規制

- a. 著作権保護の対象を米国の著作物に拡大した。

### 5. 1988年改正版著作権法

- a. 研究または私用目的の場合において「フェア・ディーリング」の擁護から商業事業体を除外した規定を削除した。*Creative Technology Ltd* 対 *Aztech Systems Pte Ltd* 事件を参照されたい。

### 6. 1994年著作権（改正）法

- a. 主に、並行輸入の状況（1987年著作権法における並行輸入規定の不備の是正）および工業意匠に対応する。
- b. 徹底して、著作権者が並行輸入を忌避する独占権を行使できなくする。

7. 1994年シンガポール放送庁法

8. 1995年輸出入規制法

9. 1998年著作権（改正）法

10. 1999年著作権（改正）法

11. 1999年集積回路回路配置法

12. 1999年改正版-著作権法

13. 2000年登録意匠法

14. 2001年シンガポール知的財産庁法

15. 2002年シンガポール・メディア開発庁法

16. 2003年関税（改正）法

17. 2004年知的財産（雑則改正）法

18. 2004年著作権（改正）法

- a. USSFTAを遵守することを目的とする。
- b. 技術的保護手段の回避禁止、権利管理情報、インターネット・サービス・プロバイダー、公への伝達に関する新たな単一の権利、録音物に関する実演についての新たな権利、国境措置に関する規定の改正についての規定
- c. 新たな第136条(3A)項は、商業的に優位に立つことを目的として行われる重大な著作権侵害を違法とする。同項は、同時に、侵害者がそれにより利益を得ていない場合（例えば、他者の利益のために著作権を侵害するリンクを投稿するインターネット・ユーザー）であっても、故意的かつ重大な著作権侵害を違法とする。従前の区分の適用について、*検察官対 PDM International Pte Ltd* 事件を参照されたい。

19. 2005年著作権（改正）法

- a. 新たな犯罪が設定された。著作権保護期間が50年から70年に延長された。通常損害賠償または不当利得返還とは異なる法定の損害賠償が利用可能となった。

20. 2006年改正版-著作権法

21. 2008年制定法（雑則改正）（No.2）法

22. 2008年著作権（除外著作物）命令

\*\*概要：著作権（除外著作物）命令は、著作権規則の例外を認める。これは、著作物を保護する技術的手段を回避することを認められることにより、特定の保護される行為が著作権法の遵守義務を免れることを意味する。

- a. ドングルが、修復不能であり、正当に購入されたコンピューター・プログラムに使用者がアクセスすることを妨げる場合において、当該プログラムにアクセスするためアクセス管理手段を回避することにより、当該使用者が罰せられないよう徹底するための「旧式のドングル」の定義の拡大
- b. アーカイブのみを目的として行われる場合における、コンピューター・プログラムの回避またはビデオ・ゲームの技術的アクセスの制限
- c. 技術的手段が回避される可能性のある電子書籍の範囲が拡大された。

### 23. 2009年著作権（改正）法

### 24. 2012年制定法（雑則第二改正）法

### 25. 2014年下級裁判所（改正）法

## 登録意匠

- 英国意匠（保護）法
  - a. TRIPS の要件を満たしている。新たな登録意匠法を制定する必要性はなかった。
- 2000年登録意匠法
  - a. 英国で登録された意匠の保護を停止し（英国意匠（保護）法を廃止し）、企業がシンガポールにおいて製品意匠に対する保護を得ることをさらに容易にする登録制度を創設した。
  - b. 英国法をモデルとした。
  - c. 著作権と意匠との間の接点に関する著作権法の一定の規定を変更した。例えば、実用品の意匠を保護するため、美術的著作権を主張する可能性は、大幅に縮小された。

## 植物品種

注記：[植物品種保護（改正）法案](#)は、2014年2月17日に議会で提出され、官報で公示されている。現時点では、[附則](#)に記載される16の類および種のみが保護されている。かかる新法案は、保護対象をすべての植物類および種に拡大することを提案するものである。2014年7月23日現在、当該法案は未だ制定されていない。

### 1. 2004年植物品種保護法

- a. 1991年植物の新品種の保護に関する国際条約を実施する。シンガポールは、2004年6月30日に同条約を締結した。
- b. USSFTA を遵守するため、選択された植物の新品種を（登録により）保護するための制度を創設する。

## IP 関連法

### 知的財産法

1. 2004 年知的財産（雑則改正）法
  - a. 主に USSFTA の要件と連動して、著作権法、集積回路回路配置法および登録意匠法を改正する。
  - b. 著作権法：著作物の著作権保護期間を著作者の生存中および著作者の死後 70 年に延長した。
  - c. 集積回路回路配置法および登録意匠法：これらの法律は、排他的ライセンシーが著作権者を参加させることなく訴訟を提起することを可能にするため、変更された。

### 光ディスク

1. 2004 年光ディスク製造法
  - a. 光ディスク製造に関するライセンス付与制度を創設した。

### 1965 年シンガポール共和国独立法

1. この法律は、すべての既存の法律（1911 年帝国著作権法を含む）を組み込んでいた。それゆえ、1911 年帝国著作権法は、他の国において同法が廃止された後も依然として効力を有していたため、シンガポールに時代遅れの著作権体制が残存した。

### 競争法

注記：2008年に、競争法の完全な制定により、契約内に「抱合せ」条項を含めることを禁止する特許法の一定の規定が、2008年12月1日以降に締結または交付される契約に適用されなくなった。かかる契約は、当該日付以降、完全に競争法の適用対象となった。「抱合せ」条項は、特許を取得した発明を使用することを望む者または特許を取得した製品の供給を求める者に対し、特許を取得した製品以外のものを当該特許権者から取得することを不当に要求するため、特許権者が契約に盛り込むものである。「抱合せ」条項は、特許権の期間満了後も契約の解除を禁止する。

裁判所は、反競争的慣習を是正するため必要とされる場合（例えば、当該特許の市場に対する供給が行われていない場合）、特許について強制ライセンスを付与することができる。

### **2004年競争法**

1. 支配的な立場を濫用する反競争的契約および行為に対する実質的な禁止を含む。
2. 同法の制定前には、反競争的行為に対処するための包括的な法は存在しなかった。
3. 反競争的慣習について市場を監視するため、シンガポール競争委員会（Competition Commission of Singapore）を設立する。



## 主たる立法（有効な版）

### 特許法

条	趣旨
	<b>第 I 部：序</b>
1	略称
2	本法の解釈の指針
3	政府が特許法に拘束されることを定める。
	<b>第 II 部：管理</b>
4	特許登録局の管理は、特許登録官および特許副登録官の監督下にあるものとする。
5	特許登録官は、十分な資格を有する者に対し、自己の権限または職務の一部または全部を委任することができる。
6	特許登録局と称する官庁の設立
7	特許登録局の印章の設定
8	特許登録官の権限の概説。すなわち、 i) 証人の召喚 ii) 宣誓に基づく証拠の受領 iii) 文書または物品の提出要求 iv) 特許登録官に提起された手続の当事者に対し費用を支払うよう裁定すること
9	特許登録官の召喚に従わないことは、犯罪となる。
10	証拠の提出を拒絶することは、犯罪となる。
11	特許登録局に雇用された者が発明の取引を行った場合、犯罪となる。
12	特許登録局に雇用された者が特許法に定める事項についての情報を提供した場合、犯罪となる。
	<b>第 III 部：特許性</b>

13	<p>特許性のある発明とは、以下に該当する発明とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 新規性があること*</li> <li>ii) 進歩性を含むこと</li> <li>iii) 産業上の利用性</li> </ul> <p>および不快な、不道徳なまたは反社会的な行動を助長しないこと</p> <p>* General Tire &amp; Rubber Co 対 Firestone Tyre &amp; Rubber Co Ltd 事件を参照されたい。</p>
14	<p>特許性のある発明の「新規性」について</p> <p>出願の新規性の評価基準とは、当該出願が技術水準の一部を構成しないことである。技術水準とは、当該発明の優先日前にすでに公衆の利用に供されているすべてのものをいう。また技術水準には、未公開の係属中の出願が含まれる可能性がある。技術水準には、特許出願日の直前の 12 カ月間以内において、以下のいずれかに該当するものは含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 秘密保持義務の違反により公表されるもの</li> <li>ii) 国際博覧会での発明者による当該発明の出品により公表されるもの</li> <li>iii) 学会での当該発明の発表により公表されるもの</li> </ul> <p>関連訴訟：Institute Pasteur 対 Genelabs 事件（2000 年）（SGHC 53）、Merrell Dow Pharmaceuticals Inc 対 HN Norton &amp; Co 事件（1996 年）（RPC 76）、Ore Construction Co Ltd 対 Sulphide-Corp Ltd 事件（1914 年）（31 RPC 206）、General Tire &amp; Rubber Co 対 Firestone Tyre &amp; Rubber Co Ltd 事件</p>
15	<p>特許性のある発明の「進歩性」について</p> <p>進歩性の評価基準とは、それが当該技術の熟練者にとって自明でないことである。発明が進歩性を含むか否かの判断に際し、先行技術には、先行する優先日を有するが、当該発明の優先日より後に公開された特許出願は含まれない。新規性の審査では、当該特許の優先日に公開されていない出願が含まれるという点で、新規性の評価基準と進歩性の評価基準との最大の違いである。</p> <p>関連訴訟：PengLian Trading 対 Contour Optik 他事件（2003 年）（2 SLR 560）、Merck &amp; Co Inc 対 Pharmaforte Singapore Pte Ltd 事件、V-Pile Technology (Luxembourg) SA 他対 Peck Brothers Construction Pte Ltd 事件、Ng Kok Cheng 対 Chua Say Tiong 事件、Genelabs Diagnostics 他 1 名対 Institut Pasteur 他 1 名事件</p> <p>「関連訴訟」の区分に関する場合において確認された 4 段階の評価基準は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 訴訟において当該特許に含まれるとされる進歩性とは何であるか。</li> <li>ii) 優先日における進歩性に関連する技術水準とは何であったか。</li> <li>iii) いずれの点について、当該技術水準を超えるまたは当該技術水準と異なる進歩性が認められるのか。</li> <li>iv) かかる発展性または相違に鑑みて、進歩性を取り込んでいることが当該技術の熟練者にとって自明であると思われるか。</li> </ul>

16	<p>特許性のある発明の「産業上の利用性」について</p> <p>第 16 条(2)項は、東南アジア地域の医療拠点となることを目指すシンガポールの目標に適合する、産業上利用可能であるとみなされる事項（医療）の法定の適用除外事由である。</p> <p>第 16 条(3)項は、医薬品が特許を受けることを認める。</p>
17	特許の優先日について。優先日とは、特許出願日をいう（一定の条件の下で、出願人が宣言を行っている場合を除く）。
18	互いに関連する先の出願と後の出願との間の事項に関する開示について
	<b>第 IV 部：特許を出願し取得する権利</b>
19	特許を出願し取得する権利。特許は、共同発明者に付与することができる。
20	特許付与前における、特許を受ける権原の問題等に関する決定について
21	特許付与後における、特許付与前に付託された問題に関する決定について
22	共同出願人による出願の取扱い
23	第 20 条または第 22 条に基づく出願移転の効果について
24	発明者の記載について
	<b>第 V 部：特許出願</b>
25	出願の事務上の要件について
26	出願日について
27	出願の公開について
	<b>第 VI 部：特許付与の手續</b>
28	特許登録官による特許出願の予備審査の実行について
29	調査および審査過程における出願人の義務について
29A	特許付与の資格等について
29B	審査報告書の精査等について
30	<p>特許付与の要件について。かかる要件とは、以下のとおりである。</p> <p>i) すべての方式要件が満たされていること</p> <p>ii) 特許登録官が、特許付与の手續を進める資格についての通知を受領していること</p> <p>iii) 当該特許付与のための所定の文書が提出されていること</p> <p>シンガポールは、最近、自己査定型の付与制度を「肯定的結果に基づく付与」制度へ変更した。旧「自己査定型の付与制度」の下では、出願人は、いずれの段階においても、自己の出願を補正する義務を負わない。不利な審査官の報告書が存在する場合でも、依然</p>

	として特許付与を行うことができる。  新たなかつより厳格な「肯定的結果に基づく付与」制度によると、すべての特許出願は、特許付与の段階に進むためには、新規性、進歩性および産業上の利用性から成る特許性の基準を満たさなければならない。
31	出願人は、一定の条件が満たされる場合に限り、出願を補正することができる。
32	廃止
33	シンガポールの防衛または公衆の安全に不利益となる可能性のある情報について。シンガポールの防衛に不利益となる可能性のある情報が当該出願に含まれると特許登録官が認める場合、特許登録官は、当該情報の公表または伝達を制限する指示を与えるものとする。
34	シンガポール居住者は、一定の条件に基づく場合を除き、シンガポール国外で特許出願を申請することができない。かかる規定への違反は、刑事犯罪となる。
	<b>第 VII 部：付与後の特許に関する規定</b>
35	特許が付与された場合、特許登録官は、特許の所有者に対し証明書を送付し、特許が付与された旨の告示を公報に公告するものとする。
36	付与された特許は、20 年間存続する。特許を更新することのできる条件を規定する。
36A	特許存続期間の延長について。特許は、一定の状況（例えば、特許付与に際し特許登録官による不当な遅延が存在した場合）において存続期間を延長することができる。
37	特許は、特許のクレームの単一性の欠如を理由に異議を申し立てられないものとする。
38	特許付与後に特許明細書を補正することのできる特許登録官の権限について
38A	廃止
39	失効した特許の回復について
40	特許の所有者は、特許登録官への通知により、いつでも、自己の特許に対する権利放棄を申し出ることができる。
	<b>第 VIII 部：特許および特許出願の財産権ならびに登録</b>
41	動産としての特許の性質について、および特許または権利等が本条に従い移転、設定または付与可能であること
42	特許登録官が保管する特許登録簿および特許登録簿の維持に適用される規定について
43	特許に存する権利に及ぼす登録等の効果について
44	裁判所が特許登録簿の修正を命令し得ることについて
45	特許登録局が保管する特許登録簿もしくは文書または特許登録官が署名した証明書等は、その記載に従い有効であると解釈されるものとする。
46	特許および特許出願の共有から生じる権利について

47	特許付与後に誰が特許に対する権利を保有するかに関する特許登録官による決定について
48	第 47 条に基づく特許の移転の効果について
	<b>第 IX 部：従業者発明</b>
49	-従業者発明に関する権利について -一般的に、職務の過程およびその他の一定の状況において従業者が行った発明は、雇用者に帰属するものとする。その他の場合においては、発明は、従業者に帰属すると解釈されるものとする。
50	補足規定
	<b>第 X 部：特許製品に関する契約</b>
50A	この部が適用される文書について
51	契約を無効にする契約の一定の制限的条件について
52	一定の契約の一部解除について
	<b>第 XI 部：実施許諾用意および強制ライセンス</b>
53	実施許諾用意制度について
54	第 53 条に基づき行われた記入の取消しについて
55	-強制ライセンスについて  -反競争的慣習を是正するため必要とされる場合、特許に基づくライセンスの付与を申請することができる。
	<b>第 XII 部：政府の役務のための特許発明の使用</b>
56	政府および政府により授権された者が特許発明を使用し得る状況について
57	政府による特許の使用に関する第三者の権利について
58	第 56 条に基づく政府の使用に関する紛争は、裁判所に付託することができる。
59	廃止
60	第 56 条に基づく政府の使用に関する権利の性質および範囲について
61	特許発明に関し第 66 条(1)項に記載される事柄が政府または授権された者により行われた場合、特許権者は、その旨の通知を受けるとする。
62	第 56 条に基づき行為がなされる場合、政府は、特許権者に対する支払いを行うものとする。
63	条番号不使用
64	条番号不使用
65	条番号不使用
	<b>第 XIII 部：特許侵害</b>

66	-侵害行為の意味の定義 -特許侵害の評価基準を定める。
66(2)(g)	-権利の消尽の原則または特許権消尽論の適用 -医薬品ではないすべての発明に適用される。
67	-原告が請求することのできる救済手段（差止命令、侵害を生じている物品に関連する特許製品の引渡しまたは破棄の命令、損害賠償、不当利得返還、当該特許が有効であり不法侵害者により侵害された旨の確認）を定める。
68	-以下の場合において、（特許所有者から特許侵害者への）立証責任の転換が生じる。 i) 特許の対象が新規製品を取得するための方法である場合 ii) 侵害を生じている製品が新規のものである場合または当該製品が当該方法により製造された可能性が高い場合 iii) 特許所有者が侵害者により使用された方法を確定することができない場合
69	-侵害に関する救済は、以下の場合には禁じられる。 i) 侵害者が、特許侵害日において、当該特許が存在していたことを自らが認識していなかったこと、および自らがかかる存在を推定することが合理的ではなかったことを証明する場合 -侵害に関する救済は、以下の場合に制限される。
70	-一部有効な特許について、特許の有効な部分に対する侵害に関する救済を認めることができる。
71	シンガポールに所在する者は、発明の優先日より前に開始していた特許の使用を継続する権利を有する。
72	特許の有効性が争われ、かつ当該特許の全部または一部が有効と認められた場合、特許の有効性が争われたことを示す証明書が発行される可能性がある。
73	共同所有者による侵害に対する手続について
74	排他的ライセンスによる侵害に対する手続について
75	侵害手続に及ぼす不登録の効果について
76	特許出願が公開された場合、出願人は、公開期間から特許付与まで、公開日に当該特許がすでに付与されていれば当該出願人が侵害手続を提起するため有していたと思われる権利と同一の権利を有するものとする。
77	侵害手続に関する根拠のない強迫が行われた場合、強迫を受けた者は、強迫を行った者に対し手続を提起することができる。
78	手続において、裁判所または特許登録官は、不侵害の宣言を行うことができる。
	<b>第 XIV 部：特許の取消しおよび有効性に関する手続</b>
79	廃止
80	いずれかの者の申請および一定の理由に基づき特許を取り消す特許登録官の権限について
81	自らの指揮により特許を取り消す特許登録官の権限について
82	特許の有効性を争点とすることのできる手続の種類について
	<b>第 XV 部：特許および出願の補正</b>
83	侵害または取消しに関する手続中に、特許明細書を補正することを特許の所有者に許可する、裁判所または特許登録官の権限について

	て
84	追加の事項を含む出願および特許の補正は、当該追加事項が除去されるようにそれらが補正されない限り、手続を進めることが認められないものとする。
	<b>第 XVI 部：国際特許出願</b>
85	国際特許出願の申請の効果について
86	-特許出願の国際段階および国内段階について -国際出願の国際段階において、当該出願には、本法ではなく特許協力条約が適用されるものとする。
87	国際出願に関する規定の調整について
88	特許協力条約およびその証書のうち証拠とみなされるものについて
	<b>第 XVII 部：法的手続</b>
89	裁判所または特許登録官の面前での手続について
90	所定の決定を除き、本法に基づく特許登録官の決定について裁判所に上訴することができる。
91	特許登録官の権限に関連する裁判所の権限、および裁判所での手続における特許登録官の費用を決定する裁判所の権限について
92	特許登録官は、特許登録官の面前での手続のいずれかの当事者に対し、特許登録官の裁量権を当該当事者に不利に行使する前に、聴聞を受ける機会を与えるものとする。
93	特許手続において聴聞を受ける権利について
94	特許登録官の下での手続が、裁判所の下での弁護士・依頼者間の秘匿特権と同一の特権を認められること
95	ある者と特許代理人との間の一定の通信は、弁護士・依頼者間の秘匿特権と同一の特権を認められる。
96	特許登録官の面前での手続における費用の裁定を下す特許登録官の裁量について
97	特許登録官の命令により付与されるライセンスについて
	<b>第 XVIII 部：違反</b>
98	特許登録簿への虚偽の記載は、刑事犯罪となる。
99	いずれかの者が対価を得て処分するものについて、これが特許製品である旨の虚偽の表示を行うときは、刑事上の罪を犯しているとみなされるものとする。
100	いずれかの者が対価を得て処分するものについて、これが特許出願済みである旨の虚偽の表示を行うときは、刑事上の罪を犯しているとみなされるものとする。
101	「特許登録局」の呼称の不正使用、または自己の事業所が特許登録局と公的に関係があると他者を誤解させるためのその他の用語の不正使用は、犯罪となる。
102	法人およびパートナーシップによる違反について
103	特許登録官が違反を示談可能な違反とし得ることについて
	<b>第 XIX 部：特許代理人および外国特許代理人</b>

104	-特許代理人および外国特許代理人の登録について -大臣は、個人を特許代理人または外国特許代理人として登録するための規則を定めることができる。
105	-特許代理人として行為することができる者 -個人は、有効な業務証明書を有する登録特許代理人または弁護士（advocate and solicitor）でない限り、特許代理人として事業、業務または行為を行わないものとする。
105A	-外国特許代理人について -第 105 条に従うことを条件として、個人は、登録外国特許代理人である場合に限り、外国特許代理人として事業、業務または行為を行うことができる。
	<b>第 XX 部：雑則および総則</b>
106	シンガポール知的財産庁、その職員および審査官の免責
107	特許および出願における誤記の訂正
108	特許出願および特許に関する情報ならびに文書の検査
109	郵便による送達
110	大臣は、シンガポール知的財産庁と協議の上、特許に関する期間の延長を認めることができる。
111	特許登録官の就業時間および非就業日について
112	没収品を売却する政府の権利について
113	発明の範囲について
114	微生物試料の入手可能性について
115	大臣は、特許および特許出願に関する特許登録局の業務を規制するため、および特許登録官の指示または監督下に置かれるすべての事項を規制するため、自らが適切と考える規則を定めることができる。
115A	大臣は、様式および特許登録官の指示に適用される規則を定めることができる。
116	-本法に関する手数料についての事項について -徴収されるすべての手数料は、シンガポール知的財産庁の資金に払い込まれるものとする。
116A	大臣は、附則を改正することができる。
117	経過規定

## 商標法

1. 未登録商標を保護するため、詐称通用に関するコモン・ロー上の訴訟に依拠することができる。

条	趣旨
1	名称
2	本法の解釈の指針



3	「侵害にあたる商品」、「侵害にあたる材料」、「侵害にあたる物品」、「模造商品」、「模造商標」の定義について
	<b>第 II 部：商標登録</b>
4	-商標および商標の所有の遵守について -本法のいかなる規定も、地理的表示法に基づく詐称通用または権利に関する法に影響を与えるものではない。
5	商標登録出願の要件（例えば、出願人の氏名・名称および住所・所在地）について
5 A	出願人が商標の登録出願を二つ以上の独立した出願に分割するよう請求し得る方法について
6	商標登録を目的とする商品およびサービスは、所定の制度に従い分類される。
7	絶対的不登録事由
8	相対的不登録事由
9	出願人が、すでに登録されている商標を誤って登録したが、シンガポールにおいて当該商標が業として善意で併存使用されていたことを示した場合、特許登録官は、先の商標または先の権利を理由として当該出願を拒絶しないものとする。ただし、当該商標の所有者がそれに対する異議申立を行う場合は、この限りでない。
	<b>優先権</b>
10	条約締約国における同一の商標の先の登録出願による優先権主張について
11	他の関連する外国出願からの優先権主張について
	<b>登録手続</b>
12	出願に関する商標登録官の審査の概要
13	商標登録官により認容された出願の公告およびいずれかの者による登録に対する異議申立の通知の提出について
14	出願人による自己の出願の取下げ、制限または補正について
15	商標登録の手続上の要件について
16	商標登録官が認容された出願を取り消し得ることについて
	<b>連続商標</b>
17	単一の出願に基づく連続商標の登録について
	<b>登録商標の有効期間、更新および変更</b>
18	商標は、10年間登録され、さらに10年ずつ更新することができる。
19	所有者による商標登録の更新について
20	登録商標は、一般的に、登録簿において変更してはならない。ただし、商標登録官は、一定の条件の下で、変更を許可することができる。
	<b>取下げ、取消しおよび無効</b>

21	所有者は、一定の条件の下で登録商標を取り下げることができる。
22	登録商標は、本条に定められる一定の理由に基づき、取り消すことができる。
23	登録商標の無効を宣言し得る理由について
24	先の商標の所有者は、登録商標の業としての使用について認識しながら継続して5年にわたり黙認していた場合、それ以降、後の商標に対する無効の宣言を申請する権利または後の商標の使用について異議申立する権利を有しない。ただし、後の商標の登録が悪意で出願された場合は、この限りでない。
	<b>雑則</b>
25	商標登録官は、事務員の誤記もしくは明らかな誤りを訂正するため、または公正かつ合理的である場合、一定の条件の下で、出願またはその他の書類を補正することができる。
	<b>第 III 部：登録商標の所有者の権利および救済</b>
	<b>登録商標の所有者の権利</b>
26	商標に関する登録商標の所有者の権利について
27	登録商標の侵害となる行為について
28	侵害とならない行為について
29	-登録商標により付与される権利の消尽について -権利の消尽について規定する。 -本規定による並行輸入の許容は、著作権法および特許法よりも制限的である。
30	商標登録の出願人または登録商標の所有者は、商標により付与される権利を制限することができる。
	<b>侵害に対する手続</b>
31	商標の侵害が生じている場合に所有者が侵害に対する訴訟を提起する権利、および裁判所が裁定を下すことのできる損害賠償について
32	裁判所は、その者の所持、保管もしくは管理下にある商品等から違反標章を消去すること、または問題となっている侵害にあたる商品等の破棄を確実に行うことを求める、命令を下すことができる。
33	裁判所は、被告の所持下または裁判所の面前にある侵害にあたる商品等を原告に引き渡すよう命令することができる。
34	-侵害にあたる商品等が引き渡された場合、裁判所は、それらの破棄または没収を命令することができる。 -結果として生じる手続について
35	根拠のない侵害手続の強迫に対する救済について
	<b>第 IV 部：財産の対象としての登録商標</b>
36	登録商標は、動産である。
37	-登録商標が2名以上の者に対して共同で付与された場合、各人は、登録商標についての同等で不可分の持分に対する権利を有す

	る。 -上記の区分に適用される規定について
38	-登録商標は、他の動産と同一の方法で譲渡および移転することができる。 -譲渡または移転に適用される規定について
39	登録商標に影響を与える取引の登録について。かかる取引には、登録商標の譲渡、登録商標に基づくライセンスの付与が含まれる。
40	黙示または推定による信託の通知は、登録簿に記入されることはないものとする。ただし、明示的な信託または明示的な信託の受益者についての通知は、一定の条件の下で登録簿に記入することができる。
41	財産の対象としての商標登録出願（例えば、商標登録出願に基づくライセンスの付与の登録）について
	<b>第 V 部：ライセンス許諾</b>
42	登録商標のライセンス許諾に適用される規定
43	排他的ライセンスの定義について
44	侵害が生じた場合のライセンシーの権利に関する一般規定
45	商標侵害が生じた場合における譲受人の権利を有する排他的ライセンシーの権利および救済について
	<b>第 VI 部：違反</b>
46	模造とみなされる行為について
47	商品またはサービスへの登録商標の不正な適用は、違反とみなされる。
48	違反を犯すための物品の製造または所持、および第 46 条もしくは第 47 条に対する違反を犯す過程でそれが使用されたもしくは使用されることを知っていることまたはそう信じる理由があることは、違反とみなされる。
49	商標を不正に使用した商品の輸入、販売等は、違反とみなされる。
50	登録簿の虚偽の記載は、違反とみなされる。
51	商標が登録された旨の虚偽の表示は、違反となる。
52	シンガポールの紋章または旗章を商標上に表示することは、禁じられる。
53	裁判所は、違反についてある者を有罪とする場合、かかる者に対し、違反が行われる際に使用された商品または違反が行われる手段としての物品の政府による没収を命じることができる。
53A	商標侵害について利用可能な強制措置
	<b>第 VII 部：国際事項</b>
54	大臣は、マドリッド議定書またはシンガポールが当事国である商標に関する何らかの約定を実施するための規則を制定することができる。
55	-周知商標の特別な保護 -周知商標は、当該商標がシンガポールで登録されていない場合でも、または商標の所有者がシンガポールで事業を営んでいない場合でも、保護される権利を有するものとする。
55A	周知商標の許可された使用

55(3)(b)(i)	不鮮明化による希釈化 ( <i>Sarika</i> 対 <i>Ferrero</i> 事件参照)
56	-パリ条約第6条の3等 -条約締約国の記章等は、商標としてのまたは商標の一部としての登録が可能となる前に、問題となる国の事前の許可を必要とする。
57	-パリ条約第6条の3等 -商標としてのまたは商標の一部としての登録が可能となる前に、関連する機関の事前の許可を必要とする、一定の国際機関の記章等について
58	シンガポールが当該記章をパリ条約または TRIPS 協定に基づき保護されるものとみなす前に必要とされる、問題となる国または国際機関からの禁止される記章についての (パリ条約第6条の3等に基づく) 通知
59	代理人または代表者の行為：パリ条約第6条の7等
	<b>第 VIII 部：団体商標および証明商標</b>
60	-「団体商標」の定義 -団体商標への本法の適用は、附則1の規定に従うことを条件とする。
61	-「証明商標」の定義 -証明商標への本法の適用は、附則2の規定に従うことを条件とする。
	<b>第 IX 部：行政およびその他の補足規定</b>
62	商標登録官およびその他の職員の役職に関する宣言
63	商標登録官による職務の委任について
64	商標登録局に関する宣言
65	商標登録局の印章に関する宣言
66	登録簿の維持について
67	登録簿の修正手続およびその後の効果について
68	登録簿の閲覧および抄本の入手に関する規定
69	商標登録官が裁定する手続の費用について
70	費用の担保の提供に関する要件に適用される規定
71	商標登録官に対する受入可能な証拠および証人を召喚する商標登録官の権限に適用される規定
72	商標登録官による召喚に応じないことは違反となる。
73	商標登録官への証拠の提出を拒絶することは違反となる。
74	公的な行為に関するシンガポール知的財産庁および商標登録官の責任の免除
75	裁判所に対する上訴を行うことが認められる商標登録官の決定について
76	大臣は、様式および商標登録官の指示についての公告に関する規則を制定することができる。
77	シンガポール知的財産庁により徴収される手数料について
78	商標登録官の就業時間および非就業日について

79	大臣は、商標登録官による商標出願に関する公告についての規則を制定することができる。
80	商標登録または手続に関して代理人を認めること
	<b>第 X 部：国境当局による支援</b>
81	この部の解釈の指針
82	強制措置としての侵害にあたる商品の輸入制限、およびそれに適用される規定
83	侵害にあたる商品の輸入に関して行われる差押えについて、債務または費用に対する担保を要する可能性がある。
84	差押商品は、安全に保管されるものとする。
85	差押後可能な限り速やかに、輸入者および異議申立人に対し、差押えに関する通知を行うものとする。
86	差押商品の検査および移動に適用される規定
87	差押商品の輸入者は、差押商品の没収に同意することができる。かかる同意は、侵害訴訟が提起される前に行われるものとする。
88	一定の条件に基づく輸入者に対する差押商品の強制的な返還
89	異議申立人が訴訟を提起しない場合、当該差押えにより権利を損なわれた者は、後に賠償を求めることができる。
90	登録商標の侵害に対し提起される訴訟に適用される規定について
91	差押商品の管理の維持に適用される規定
92	政府により没収命令が出されている差押商品の処分手続について
93	異議申立人が提供する担保が、商品の差押えにより生じる費用を下回る場合、超過額は、異議申立人が政府に支払うべき債務となる。
93A	授権職員が行使可能な模造商品の留置および検査に関する権限について
94	商品の差押えのための船舶、航空機および自動車に関連する捜索に関する権限について
95	差押えの可能性があると思われる包装の検査、試験等を行う授権職員の権限について
96	包装および商品を警察または検査場へ移動させる授権職員の権限について
97	差押可能な商品がないかにつき人および荷物を検査する授権職員の権限について
98	差押可能な商品を目的として令状なく一定の敷地に立ち入ることのできる授権職員の権限について
99	商品の差押えに関し授権職員を拒絶する、妨害するまたは妨げる者は、罪を犯しているとみなされるものとする。
100	差押可能な商品に関し誠実に行われる行為に関する政府または政府職員の法的免責
	<b>第 XI 部：雑則および総則</b>
101	商標登録またはそれに基づく権利は、法的手続において一応の証拠となる。
102	裁判所は、登録について争われた商標の有効性に関する証明書を発行することができる。
103	一応の証拠と解釈される商標登録官の証明書
104	裁判所の下での法的手続の費用は、裁判所が決定するが、商標登録官は、他の当事者の費用の支払義務を免除される。
105	商標の使用に関する立証責任は、商標の所有者が負う。
105A	商標登録官は、示談可能な違反として規定される本法に基づく違反について示談することができる。

106	地方裁判所および治安判事裁判所の管轄権について
107	パートナーシップまたは法人により違反が行われた場合の責任の割当てについて
108	本法に関する規則を制定する大臣の権限について
109	経過規定

## 著作権法

### 注記：

1. 著作権保護の要件：
  - a. 著作物は、「固定されて」いなければ（すなわち物理的媒体によらなければ）ならない。
2. 著作権侵害により、主張される不法侵害者が一次的侵害行為および／または二次的侵害行為に対する責任を負うか否かに応じて、民事上および／または刑事上の責任を生じる可能性がある。

条	趣旨
1	本法は、著作権法として引用することができる。
2	本法は、一定の条件に従うことを前提として、1987年4月10日時点の事物および当該日付後の事物に適用される。
3	本法は、政府を拘束する。
4	著作権は、本法ならびに本法から生じる規制およびそれに類するものみに準拠する。
5	政府の権利は、本法で明示的に修正される場合を除き、留保される。
6	著作権法中のいかなる規定も、信託義務違反または秘密義務違反に関する法に影響を与えるものではない。 <i>編集者注記：本規定は、トレード・シークレットに関連する。</i>
7	本法の解釈の指針
7 A	本法の「文芸的著作物」には、種類を問わない編集物およびコンピューター・プログラムが含まれる。
8	「シンガポール居住者」の意味について
9	「著作権に含まれる行為」の意味について
10	著作物またはその他の対象の実質的な部分に関し行われる行為は、本法により、当該著作物全体に関し行われるものとして解釈される。
11	著作権所有者のライセンスにより許可される行為であるとみなされる行為について

12	本法において著作権の一部譲渡に言及する場合、何らかの方法により限定された著作権への言及と解釈される。
13	営利目的で設立された図書館とみなされるものについて
14	本法が「著作物の公表名義」に言及する場合の意味について
15	本法における「複製する」という用語の変形（例えば、複製物、複製される）の意味について
16	著作物またはその他の対象の制作に対し行われる言及の意味について
17	本法での言及に「コンピューターの記憶装置」またはその他の媒体が含まれる場合について
18	本法で使用される場合の「音声録音物」および「録音物」という用語の範囲
19	本法で行われる「物品に組み込まれた」音声および視覚的映像に対する言及の意味について
20	本法で使用される場合の「放送」という用語の範囲
21	本法における、有線放送番組への言及の意味について
22	本法で「実演」に言及される場合の意味について
23	学生または教育機関の職員による実演の場合における、本法での「実演」の定義に関する制限
24	本法に従い「公表」されているとみなされるものについて
25	不明確な状況において、誰が著作権所有者であるかの明確化
25A	本法において「商業的貸与契約」に言及する場合の意味について
26	著作権所有者にどのような権利が適用されるか（例えば、著作物の公表権、著作物の実演権、著作物の翻案等）について。これらの権利の適用は、当該コンピューター・プログラムが貸与の本質的な対象である場合、商業的貸与契約の締結には及ばない。
27	・著作権所有者とみなされる者について ・著作物に対する著作権保護の制限（例えば、著作権の保護の対象となるためには、当該著作物の最初の公表がシンガポールで行われなければならないこと）について
28	原著作物の著作権保護期間について。一般に、著作権は、著作者の死後 70 年間存続する。
29	無名著作物および変名著作物の著作権保護期間について
30	原著作物の著作権の所有権について
	<b>著作物の著作権の侵害</b>
31	著作権の侵害について。侵害は、著作権により所有者が行うことを認められる何らかの行為を所有者の許可を得ずに行うことにより構成される。
32	いずれかの者が、著作権所有者のライセンスを得ずに販売、賃貸等を目的として品目をシンガポールに輸入する場合、当該者は、著作権を侵害したとみなされる。
33	販売またはその他の取引が著作権所有者のライセンスを得ずに行われる場合、それらの行為により侵害が生じる。
34	一定の条件の下で、図書館または公文書館でコピーを作成する場合、関連する機関は、当該コピーが当該機械上で作成されたことのみを理由として、侵害にあたるコピーの作成を許可したものと判断されない。
	<b>著作物の侵害を構成しない行為</b>

35	一定の目的のための著作物に関するフェア・ディーリングは、侵害を構成しないものとする。著作権を侵害しないフェア・ディーリングの事例としては、調査および研究目的による複製または翻案等の行為がある。
36	批評または評論を目的とするフェア・ディーリングは、著作物表示を伴う場合は、侵害とならない。
37	時事の報道を目的とするフェア・ディーリングは、侵害とならない。
38	司法手続または専門的助言を目的とする複製は、侵害とならない。
38A	一定の条件に従うことを前提として、通信の過程で作成される一時的な複製は、侵害とならない。
39	一定の条件の下で、当該コピーの所有者により作成されるコンピューター・プログラムのバックアップ・コピーは、侵害とならない。
39A	一定の条件の下で、低水準言語で記述されたコンピューター・プログラムのデコンパイルは、侵害とならない。
39B	一定の条件の下で、正当な使用者によるコンピューター・プログラムの監視、研究および試験は、侵害を構成しない。
39C	コンピューター・プログラムの複製または翻案が自らの正当な使用のために必要とされる場合、一定の条件の下で、かかる複製または翻案を行う正当な使用者は、侵害を犯したことはない。
40	教育機関による使用を目的とする収蔵物に著作物を収録することに関連して著作権侵害を構成するもの
40A	輸入物品の付属品に関連して著作権侵害を構成するもの
	<b>文芸的、演劇および音楽の著作物の著作権侵害を構成しない行為</b>
41	公の場でのまたは報道に取り入れるための音読もしくは朗読は、一定の条件の下で、侵害を構成しない。
42	宗教施設または集会での儀式の過程における宗教的性質をもつ著作物の実演または翻案は、侵害とならない。
43	放送を目的とする複製は、一定の条件の下で、侵害を構成しない。
43A	同時放送を目的とする複製は、一定の条件の下で、侵害を構成しない。
	<b>図書館での著作物の複製</b>
44	-この部「図書館での著作物の複製」に関する解釈の指針
45	図書館および公文書館による使用者のための複製について 調査または研究目的で当該複製を必要とする旨の宣言と共に、その他の特定の条件に従い、図書館の担当職員に対し著作権で保護された著作物またはその一部の複製を書面で要請する者は、侵害を犯したことはない。
46	他の図書館または公文書館のための図書館または公文書館による複製について ある図書館の担当職員が別の図書館の担当職員に対し、著作権で保護された著作物またはその一部の複製を求める要請は、一定の条件の下では、侵害を構成しない。
47	図書館または公文書館における未公表著作物の複製または伝達が、著作者の死後 50 年、および著作物の制作後 75 年の経過後に行われる場合、その他の所定の条件に基づき、かかる複製または伝達は、侵害とならない。
48	図書館もしくは公文書館の担当職員またはかかる担当職員に代わるいずれかの者による保存およびその他の目的のための著作物の複製は、一定の条件の下では、侵害とならない。
49	図書館に保管される未公表著作物の公表に関連する著作権侵害
50	記事およびその他の著作物に付随する挿入図に対するこの部の適用について



	<b>教育目的での著作物の複製</b>
50A	<ul style="list-style-type: none"> <li>-教育課程を行う者または受ける者が、教育課程の目的で複写技術によらない複製を行うことは、侵害とならない。</li> <li>-第 50A 条の規定には、解釈の指針が含まれる。</li> <li>-複写処理は、本条において、複写コピーを作成するための処理または複数のコピーを作成するための機器の使用を伴う処理等と定義される。</li> </ul>
51	著作物の実質的でない部分の複数の複製物の作成または伝達は、一定の条件の下では、侵害とならない。
52	試験を目的として行われる行為により、著作物の著作権は侵害されない。
53	記事およびその他の著作物に付随する挿入図に対するこの部の適用について
	<b>障害のある読者の支援施設および知的障害のある読者の支援施設における著作物の複製</b>
54	一定の条件の下では、障害のある読者の支援施設において法定のライセンスに基づき複数の複製が行われる場合、著作権は侵害されない。
54A	障害のある読者の支援施設は、法定のライセンスに基づき複数の複製を行う。
	<b>音楽の著作物の録音物</b>
55	この部の解釈の指針
56	製造業者が音楽の著作物の録音物を正当に制作することができる条件
57	録音物に関し支払われるべき使用料は、録音物の小売価格の 5%とする。
58	録音物が複数の音楽の著作物を含む場合に支払われるべき使用料について
59	<p>使用料の改定および最低使用料について</p> <p>通商および産業に責任を負う大臣は、自らが不公平であると考える使用料について調査するよう著作権審判所に要求することができる。</p>
60	製造業者が文芸的または演劇の著作物の一部を音楽の著作物の録音物に収録することのできる条件
61	以前の録音物に関する照会を行うことについて
62	著作物の一部の録音物に関するこの部の適用について
	<b>美術的著作物の著作権侵害を構成しない行為</b>
63	公の場に設置された彫刻および一定のその他の著作物の絵画、素描の作成、写真撮影等は、侵害とならない。
64	建物または建物の模型の絵画、素描の作成、写真撮影等は、侵害とならない。
65	付随的な美術的著作物の映画撮影またはテレビ放送は、侵害とならない。
66	絵画、素描の作成、写真撮影等が第 63 条、第 64 条または第 65 条により侵害にあたらない場合、かかる絵画、素描、写真等の公表は、著作権侵害とならない。
67	第 63 条、第 64 条および第 65 条は、テレビ放送に関しそれらが適用される場合と同様の方法で、有線放送番組に適用される。

68	テレビ放送または有線放送番組に著作物を含めることを目的とする著作物の複製は、一定の条件の下では、侵害を構成しない。
69	原本と異なる寸法による著作物の複製は、一定の条件の下では侵害を構成しない。
70	工業上利用されている美術的著作物に関する特殊な著作権の例外
71	著作者が後の著作物において著作物の一部を複製したが、先行する著作物の主たるデザインを複製していない場合、一定の条件の下では、当該著作者は、著作権侵害を犯したことはない。
72	著作権は、著作権で保護される建築物の再建により侵害されない。これは、一定の条件の下では、著作権で保護される建築物の建築に使用された図面または設計図を参照して再建が行われる場合も同様である。
	<b>意匠</b>
73	この部の解釈の指針
74	工業意匠に関する特殊な例外
	<b>共同著作者の著作物</b>
75	この部において、「著作物の著作者」への言及は、著作物のすべての著作者への言及と解釈されるものとする。
76	共同著作者の著作物について、第 27 条および第 29 条(2)項における著作物の著作者への言及は、1 名または複数名の著作物の著作者への言及と解釈されるものとする。
77	共同著作者の著作物（第 78 条が適用される著作物を除く）について、第 28 条および第 47 条における著作物の著作者への言及は、最後に死亡した著作者への言及と解釈されるものとする。
78	変名により公表された共同著作者の著作物について
79	著作物が共同著作物である場合、著作者のうちのいずれか 1 名の者が、かかる者が単独著作者であれば著作権が生じていないはずの無資格者である場合でも、著作権は、当該共同著作物上に存続する。
80	教育機関での使用を目的とする収蔵物に共同著作物を収録することについて
	<b>著作物以外の対象物の著作権</b>
81	本編の解釈のための指針
82	音声録音物の著作権の所有者に生じる権利（例えば、音声録音物の複製物を作成する権利、録音物に関する商業的貸与契約を締結する権利等）を定める。
83	映画フィルム of 著作権の所有者に生じる権利（例えば、フィルムの複製物を作成する権利、フィルムを公に配信する権利等）を定める。
84	テレビ放送および音声放送の著作権の所有者に生じる権利（例えば、テレビ放送の映画フィルムを制作する権利、音声放送の音声録音物を制作する権利等）を定める。
85	有線放送番組の著作権の所有者に生じる権利（例えば、有線放送番組の映画フィルムを制作する権利、有線放送番組の音声録音物を制作する権利等）を定める。
86	文芸的、演劇、音楽または美術的著作物の発行版に対する著作権が、当該発行版の複製物を作成する排他的権利を意味するこ

	とを定める。
	<b>著作物の他に著作権が存続する対象物</b>
87	著作権で保護されるための音声録音物の要件を定める。
88	著作権で保護されるための映画フィルムの要件を定める。
89	著作権で保護されるためのテレビ放送および音声放送の要件を定める。
90	著作権で保護されるための有線放送番組の要件を定める。
91	著作権で保護されるための文芸的、演劇、音楽または美術的著作物の発行版の要件を定める。
	<b>著作物以外の対象物の著作権保護期間</b>
92	音声録音物の著作権保護期間について。音声録音物の著作権は、当該録音物が最初に公表された暦年の終了後 70 年間存続する。
93	映画フィルムの著作権保護期間について。映画フィルムの著作権は、当該フィルムが最初に公表された暦年の終了後 70 年間存続する。
94	テレビ放送および音声放送の著作権保護期間について
95	有線放送番組の著作権保護期間について。有線放送番組の著作権は、当該有線放送番組が最初に有線放送番組事業に組み込まれた暦年の終了後 50 年間存続する。
96	著作物の出版物の著作権保護期間について。著作物の出版物の著作権は、当該出版物が最初に公表された暦年の終了後 25 年間存続する。
	<b>著作物以外の対象物の著作権の所有権</b>
97	音声録音物の制作者は、当該録音物の著作権の所有者とする。ただし、他の者が、制作者による音声録音物の制作を目的として当該制作者との契約を有償で締結している場合、かかる他の者が著作権を所有する。本条は第 X 編に準拠することを条件とする。
98	映画フィルムの制作者は、当該映画フィルムの著作権の所有者とする。ただし、他の者が、制作者による映画フィルムの制作を目的として当該制作者との契約を有償で締結し、当該契約に従い当該映画フィルムが制作される場合、かかる他の者が著作権を所有する。本条は第 X 編に準拠することを条件とする。
99	放送事業免許をこれまで有していたまたは現在有する者は、かかる者により制作されるテレビ放送または音声放送の著作権の所有者とする。本条は第 X 編に準拠することを条件とする。
100	第 X 編に準拠することを条件として、有線放送番組事業の提供者は、当該事業に含まれる有線放送番組の著作権の所有者とする。
101	第 X 編に準拠することを条件として、著作物の版の発行者は、当該版の著作権の所有者とする。
	<b>著作物以外の対象物の著作権の侵害</b>
102	この部において、「視聴覚物品」とは、音声録音物、映画フィルム、音声放送、テレビ放送または有線放送番組を意味する。

103	著作権所有者ではない者が、著作権所有者によるライセンスを得ずに、著作権に含まれる何らかの行為をシンガポールで行う場合または行うことを許可する場合、著作権は侵害されたとみなされる。
104	所有者の同意を得ずに、販売、賃貸等を目的として物品を輸入することにより、著作権が侵害されることになる。
105	所有者の同意を得ずに、物品の販売、賃貸等を行うことにより、著作権が侵害されることになる。
105A	図書館または公文書館内の機械上で視聴覚物品の複製物が作成された場合、一定の条件の下では、当該機関または担当職員は、当該複製物が当該機械上で作成されたことのみを理由として、侵害にあたる当該複製物の作成を許可していると解釈されないものとする。
106	司法手続を目的としてまたは弁護士から専門的助言を得るために行われる行為等は、著作権侵害とならない。
107	音声録音物の著作権は、一定の条件の下では、当該録音物の放送のみを目的として音声録音物の複製物を作成することにより侵害されない。
107A	同時放送を目的とする音声録音物または映画フィルムの複製物の作成について
107B	デジタル・オーディオ送信による音声録音物の公への提供は、当該送信が定期購読配信ではない場合、一定のその他の条件の下では、著作権侵害とならない。
107C	デジタル・オーディオ送信による音声録音物の公への提供は、当該送信が営業所の敷地内で行われる場合、一定のその他の条件の下では、著作権侵害とならない。
107D	公に提供される音声録音物のデジタル・オーディオ送信は、当該送信が双方向サービスの一部ではない場合、一定のその他の条件の下では、著作権を侵害しない。
107E	一定の条件の下では、視聴覚物品の一時的な複製を作成することは、著作権を侵害しない。
108	映画フィルムに関する規定
109	その他の対象物に関するフェア・ディーリングは、著作権侵害とならない。
110	一定の条件の下では、批評または評論を目的として行われる場合、視聴覚物品のフェア・ディーリングは、著作権侵害とならない。
111	一定の条件の下では、報道を目的として行われる場合、視聴覚物品のフェア・ディーリングは、著作権侵害とならない。
112	一定の条件の下では、図書館または公文書館内での未公表の音声録音物および映画フィルムの複製は、著作権侵害とならない。
113	一定の条件の下では、図書館もしくは公文書館の担当職員によるかまたはかかる担当職員の代理による保存およびその他の目的での未公表の音声録音物および映画フィルムの複製は、著作権侵害とならない。
114	私的使用および家庭内使用を目的とする放送または番組の録画または録音は、著作権侵害とならない。
115	一定の条件の下では、テレビ放送または有線放送番組の音声放送または映画フィルムの録音物を制作することは、著作権侵害とならない。
115A	一定の条件の下では、映画フィルムまたはサウンドトラックの制作に際し、指示の過程において、音声録音物、映画フィルム等を複製することは、著作権侵害とならない。
115B	試験を目的として行われる行為は、著作権侵害とならない。
116	著作物の出版物の全体または一部の複製物を作成することは、一定の条件の下では、著作権侵害とならない。
116A	輸入物品の付属品に関する著作権侵害を構成するものについて

117	本編により存続する著作権および第 III 編により存続する著作権が独立して存続すること
	<b>著作権侵害の救済手段</b>
118	本編の解釈の指針
119	本法の規定に従うことを条件として、著作権所有者は、著作権侵害に対する民事訴訟を提起することができる。裁判所が付与することのできる救済の種類には、差止命令、損害賠償、不当利得返還および法定の損害賠償が含まれる。それらの範囲は、本条に定められる。
120	一定の条件の下では、裁判所は、侵害にあたる複製物または侵害にあたる複製物を作成するために使用された物品を原告に引き渡すよう命じることができる。
120A	一定の条件の下では、裁判所は、引き渡された侵害にあたる複製物またはその他の関連する対象について、原告による没収、破棄等を命じることができる。
	<b>著作権が排他的ライセンスの対象となっている場合の手続</b>
121	この部の解釈の指針
122	この部は、排他的ライセンスが付与されており、当該手続が関連する事由が生じた時点で効力を有する著作権に関する手続に適用される。
123	一定の条件の下で、排他的ライセンシーは、著作権所有者に対する場合を除き、著作権所有者が有する権利と同一の権利を有し、著作権所有者であれば有していたはずの救済手段と同一の救済手段に対する権利を有するものとする。
124	一定の条件の下で、著作権の所有者または排他的ライセンシーにより訴訟が提起される場合、著作権の所有者またはライセンシーは、他方当事者を当該訴訟に参加させるか、被告に加えることなく、民事訴訟を進行する権利を有する。
125	排他的ライセンシーに対し援用可能な抗弁について
126	排他的ライセンスが付与されている場合の損害賠償金の算定について
127	所有者と排他的ライセンシーとの間における不当利得返還により生じる利益の分配について
128	同一の侵害に関する別個の訴訟について
129	民事訴訟における費用に対する責任について
	<b>著作権に関する手続における事実の証明</b>
130	民事訴訟における著作権の存続および所有権に関する推定について。例えば、民事訴訟において、著作権は、それについて争われない限り、関連する著作物に存在していると推定される。
131	民事訴訟における著作物の著作者に関する推定について。例えば、一定の条件の下では、著作権は、著作物の著作者であるとされる者に帰属すると推定される。
132	著作物の発行者に関する推定について。著作権は、一定の条件の下では、その名称が著作物において発行者であるとされる者に帰属すると推定される。
133	著作者が死亡している場合の推定について
134	手続に関する証拠について

135	フィルムの制作者に関する推定について
	<b>違反</b>
136	本規定に記載される刑事上の犯罪には、以下が含まれる。 i) ある者が、著作物の侵害にあたる複製物であると認識している物品について、販売、賃貸、販売または賃貸のための制作を行うこと ii) ある者が、販売、賃貸、営業目的での頒布等を目的として、物品をシンガポールで所持またはシンガポールに輸入すること iii) ある者が、営業目的で、著作物の侵害にあたる複製物であると認識している物品を頒布すること
137	手続における宣誓に基づく証拠について
138	著作権侵害に関する警察官の権限について
139	侵害にあたる複製物であるコンピューター・プログラムの複製物をシンガポールで供給するための広告は、一定の条件の下では、刑事上の犯罪となる。
140	これに反する成文法の規定にかかわらず、地方裁判所または治安判事裁判所は、本法に基づく違反に対する審理を行う管轄権を有する。
	<b>国境強制措置</b>
140A	この部および第7部の解釈について
140B	著作物の複製物の輸入の制限等について
140C	差押えに関する債務または費用に対する担保について
140D	差押複製物の安全な保管について
140E	差押通知について
140F	差押複製物の検査、返還等について
140G	同意による差押複製物の没収について
140H	輸入者に対する差押複製物の強制的な返還について
140I	著作権侵害に対する訴訟に関する規定
140 IA	訴訟が提起されない場合の賠償について
140J	差押複製物の管理の維持について
140K	没収命令が出された差押複製物の処分について
140L	不十分な担保について
140LA	侵害にあたる複製物の留置について
	<b>捜索権</b>
140M	船舶、航空機および自動車に関する授権職員の捜索権について

140N	包装の検査について
140O	包装および商品を警察署または検査場へ移動させる権限について
140P	人および荷物の検査について
140Q	一定の敷地に立ち入る授権職員の権限について
141	授権職員がこの部にに基づき権限を有する船舶、航空機等に立ち入ることを妨害する者、または授権職員がこの部で付与される権限を行使することを妨害するもしくは妨げる者は、罪を犯しているものとする。
	<b>雑則</b>
142	著作権侵害訴訟の提訴期間の制限（6年）に関する規定について
	<b>第VI編：一定の著作物の翻訳および複製に関する強制ライセンス</b>
143	廃止
144	廃止
145	廃止
146	廃止
147	廃止
148	廃止
	<b>第VII編：著作権審判所</b>
149	本編の解釈の指針
150	許諾要綱が適用されると著作権審判所がみなす案件について
	<b>審判所の構成</b>
151	著作権審判所の設立について
151A	著作権審判所の所長、副所長および審判員の任命について
151B	著作権審判所の職員、被雇用者および審判員の報酬および手当について
152	著作権審判所の職員の任期について
153	審判所の構成が変更された場合の審理の継続について
154	申立てまたは付託の予備審理の場合を除き、審判所での審理を行うためには、3名の審判員全員が出席しなければならない。
155	いずれかの付託または申立てを処理する審判員が審判所により行われる命令に同意することができない場合、決定は、過半数により行われるものとする。
156	審判の開始時間・場所について
	<b>審判所による照会ならびに審判所に対する申立ておよび付託</b>

156A	著作権を取得した著作物の音声録音物またはフィルム制作に対し著作権所有者に支払われるべき報酬を決定するための審判所に対する申立て
156B	音声録音物の複製物の作成に対し音声録音物の著作権の所有者に支払われるべき報酬を決定するための審判所に対する申立て
156C	デジタル・オーディオ送信の形でまたはその一部としての音声録音物の公への提供に対し音声録音物の著作権の所有者に支払われるべき報酬を決定するための審判所に対する申立て
157	音楽の著作物の録音物に関し一般的に支払われる使用料の調査、または特定の種類の音楽の著作物の録音物に関し支払われる使用料の調査
158	複製物、障害を有する読者のための複製物、または知的障害を有する読者のための複製物の作成に対し著作権の所有者に支払われるべき報酬を決定するための審判所に対する申立て
159	音楽の著作物の著作権所有者と文芸的または演劇の著作物の著作権所有者との間で録音物に関する使用料を分配するための審判所に対する申立て
160	ライセンサーによる提案される許諾要綱の審判所への付託について
161	当該要綱の条件に関し紛争が生じている場合における既存の許諾要綱の審判所への付託について
162	審判所に対する許諾要綱の更なる付託
163	ライセンスに関する審判所への申立て
164	審判所の命令まで運用が継続される許諾要綱の効果
165	ライセンスに関する審判所の命令の効果
166	司法長官は、一定の条件の下で、教育機関の管理機関に関する第 52 条(1)項および(2)項の適用を停止する命令を行うよう、審判所に対し申立てを行うことができる。
167	停止命令の取消しを求める教育機関の管理機関による審判所への申立てについて
168	本法に基づき審判所に対する申立てまたは付託が行われる場合、審判所は、当該申立てまたは付託に関する審判所の最終決定が行われるまで効力を有する中間命令を行うことができる。
169	審判所による法律問題に関する高等法院への照会について
170	契約または仲裁人により行われる裁定の運用は、本編のいずれの規定によっても影響を受けないものとする。
	<b>手続および証拠</b>
171	特別な状況における場合を除き、審判所における審理は、公開で行うものとする。
172	著作権の所有者は、代理人を通じて審判所に申立てを行うことができる。
173	審判所での手続について。その他の規定に加え、審判所は、審判所での審理において証拠法に拘束されないものとする。
174	審判所は、自らが行う命令において、何らかの事務上の過誤または偶発的な過失もしくは不作為から生じた何らかの誤りを訂正することができる。
175	手続に関する規制
176	宣誓に基づく証拠を取得する審判所の権限について
177	審判所が供述書の形式による証拠を認めることについて
178	審判所の審理の当事者を代理し得る者



	<b>雑則</b>
179	高等法院の裁判官と同等の審判員の保護および免責
180	審判所による召喚に従わないこと等は、違反となる。
181	審判所への侮辱は、違反となる。
182	審判所での審理の費用に関する規定
183	審判所の命令に関する証拠の基準について
	<b>第 VIII 編：本法の範囲または制限</b>
184	シンガポール以外の国への本法の適用について
185	国際機関への本法の適用について
186	大臣は、シンガポールの著作物に対し適切な著作権保護を与えない国の国民に著作権を付与しないための規制を制定することができる。
	<b>第 IX 編：著作権の虚偽の帰属</b>
187	本編の解釈の指針
188	人は、著作物の著作権または実演を行う実演家の身元の帰属について虚偽の表示を行わない義務を負う。
189	人は、改変された著作物または改変された実演の録音物に虚偽の表示を行わない義務を負う。
190	人は、美術的著作物の複製物の著作権を美術的著作物自体の著作者に虚偽に帰属させない義務を負う。
191	当該行為がシンガポールの国外で行われた場合、または許可を得て行われた場合、本編に規定される義務への違反は犯されないこと
192	本編に規定される義務への違反に対し刑事訴訟手続を執行することはできないが、民事訴訟を提起することができる。
193	本編以外に規定される権利および救済手段は、留保される。
	<b>第 IXA 編：電子的形式による著作物またはその他の対象物</b>
193A	本編の解釈の指針および適用の効果
193B	ネットワーク・サービス・プロバイダーによる送信、ルーティング、接続の提供により著作権が侵害されている場合における金銭的救済の利用可能性について
193C	システムをキャッシュに格納する際にネットワーク・サービス・プロバイダーにより著作権が侵害されている場合における金銭的救済の利用可能性について
193D	保存および情報検索を目的としてネットワーク・サービス・プロバイダーにより著作権が侵害されている場合における金銭的救済の利用可能性について
193DA	ネットワーク・サービス・プロバイダーに対するネットワークから得た資料の電子コピーの削除に関する責任の免除について
193DB	ネットワーク・サービス・プロバイダーに対し裁判所が付与し得る救済
193DC	ネットワーク・サービス・プロバイダーによる条件の遵守に関する証拠の基準

193DD	虚偽の通知を行った者は、違反を犯したことになる、損害賠償責任を負う。
193DE	大臣は、本編に基づき定められるべき何らかの事項を要求または許可する規制を定めることができる。
193E	一定の状況におけるユーザー・キャッシュは著作権侵害とならない。
193F	資料の電子コピーの譲渡は、一定の状況において著作権侵害とならない。
	<b>第 X 編：雑則</b>
194	著作権は、動産の一形式であり、一定の条件の下で譲渡またはライセンス付与を行うことができる。
195	将来の著作権に関する契約が締結されている場合において、著作権の帰属に適用される規定
196	著作物が未公表である場合、著作権が個人の遺言に基づき承継されること
197	政府に帰属する著作権に関する規定
198	政府の役務のための著作権資料の使用について
199	放送または有線放送番組の受信を通じて、一定の条件の下で、公に著作物を視聴させる者は、著作権侵害を犯したことはない。
200	根拠のない法的手続による強迫に対し権利を損なわれた者が利用可能な救済手段
201	当該複製物の作成の法的正当性について本法の一定の条項への依拠を求める場合に要求される、必要とされる詳細情報を含む複製物の表示
201A	本法に関する政府の免責
201B	パートナーシップまたは法人が犯した違反に対する法的責任の配分について
202	大臣が本法を施行するための規制を制定し得ること
203	省略
204	省略
	<b>第 XI 編：経過規定</b>
205	本編の解釈の指針
206	施行日より影響を受ける場合における、著作物、録音物およびフィルムの制作への言及について
207	他の法または証書における著作権への言及
208	施行日より影響を受ける場合の写真の著作者について
209	施行日より影響を受ける場合における、公表が行われた日付の判断について
210	施行日より影響を受ける場合において、失効した著作権が復活しないこと
211	施行日より影響を受ける場合における、著作権の存続する原著作物
212	施行日より影響を受ける場合における、著作権保護期間
213	施行日より影響を受ける場合における、著作権の帰属について
214	施行日より影響を受ける場合における、音楽著作物の録音物について
215	施行日より影響を受ける場合における、美術的著作物の公表について

216	建築物の再建について
217	施行日により影響を受ける場合における、工業意匠の存続について
218	施行日により影響を受ける場合における、使用料の支払いによる著作物の複製物の著作権に対する効果について
219	施行日により影響を受ける場合の音声録音物について
220	施行日により影響を受ける場合の映画フィルムの著作権
221	施行日により影響を受ける場合における、映画フィルムに含まれる演劇の著作物および写真への本法の適用について
222	施行日により影響を受ける場合における、テレビ放送および音声放送の著作権の存続について
223	施行日により影響を受ける場合における、著作物の出版物の著作権の存続について
224	施行日により影響を受ける場合における、有線放送番組の著作権の存続について
225	施行日により影響を受ける場合の侵害訴訟について
226	施行日により影響を受ける場合における、著作権が排他的ライセンスの対象である場合の訴訟について
227	立法の施行により影響を受ける場合における、違反について
228	施行日により影響を受ける場合の訴訟の制限について
229	省略
230	施行日により影響を受ける場合における、許諾要綱に関する審判所への付託および申立てについて
231	施行日により影響を受ける場合における、写真に存する政府の著作権の保護期間について
232	施行日により影響を受ける場合における、録音物に対する政府の著作権の保護期間について
234	施行日により影響を受ける場合における、国際機関により制作または公表された著作物について
235	施行日により影響を受ける場合における、国際機関により制作または公表された、原著作物以外の対象物について
236	施行日により影響を受ける場合における、著作物の著作権の虚偽の帰属について
237	施行日により影響を受ける場合における、譲渡およびライセンスについて
238	施行日により影響を受ける場合における、遺贈について
239	施行日により影響を受ける場合における、既存のコンピューター・プログラムについて
240	この部の解釈の指針
241	この部は、1912年7月1日前に制作された著作物に適用されるものとする。
242	1911年著作権法により付与される権利について
243	実演権が1911年著作権法により付与される場合の当該実演権について
244	定期刊行物への寄稿について
245	1911年著作権法に関連する譲渡およびライセンスについて
	<b>第 XII 編：実演家の保護</b>
246	本編の解釈の指針
247	教育目的に関連する場合の保護
248	実演家の保護に関連する場合において、一定の状況の下では、除外録音物は除外録音物ではなくなる。

249	本編において私的使用および家庭内使用とみなされないものについて
250	本編における有線放送番組サービスに実演を含めることへの言及の意味について
251	本編の適用について
252	実演に関する無許可使用を構成するもの
252A	ネットワーク・サービス・プロバイダーが送信、ルーティングおよび接続の提供を目的として著作権を侵害する場合、裁判所は、金銭的救済を命じない。
252B	ネットワーク・サービス・プロバイダーがシステムのキャッシュ格納を目的として著作権を侵害する場合、裁判所は、金銭的救済を命じない。
252C	ネットワーク・サービス・プロバイダーが保存および情報検索を目的として著作権を侵害する場合、裁判所は、金銭的救済を命じない。
252CA	ネットワークから得たコピーの削除等に関するネットワーク・サービス・プロバイダーの免責
252CB	裁判所が付与可能な救済
252CC	条件の遵守に関する証拠
252CD	虚偽の通知を行った者は、違反を犯したことになる、損害賠償責任を負う。
252CE	大臣は、第 252A 条～第 252CD 条に関する規制を制定することができる。
252CF	第 252A 条～第 252CD 条の適用の効果
252D	一定の条件の下では、ユーザー・キャッシュは、実演の無許可使用とならない。
253	実演家が自己の実演の無許可使用に対する訴訟を提起し得ることについて
253A	実演に関する推定について
254	引き渡された無許可の録音物またはその他の対象の没収、破棄等を行うための命令を行うよう裁判所に申立てを行うことができる。
254A	実演の保護期間に関する違反を構成するもの
254B	第 140A 条～第 141 条の適用
255	訴訟を提起する実演家の権利は、譲渡することができる。
256	大臣は、外国への本編の適用に関する規制を制定することができる。
257	シンガポールの実演に適切な保護を与えない国の国民の保護の否定
	<b>第 XIII 編：権利管理情報</b>
258	本編の解釈の指針
259	-本編は、政府の役務のために行われる行為には適用されない。 -本編が適用されない条件について
260	権利管理情報の削除または改変について
261	権利管理情報に関し裁判所が付与可能な救済の種類について
261A	権利管理情報に関する強制措置

	<b>第 XIII A 編：技術的手段の回避</b>
261B	本編の解釈の指針および適用の効果
261C	技術的手段の回避に関し禁止される行為について
261D	技術的手段の回避に関する禁止の例外
261E	技術的手段を回避する装置の制作等および回避サービスの提供に関する禁止の例外
261F	技術的手段の回避に関し裁判所が付与可能な救済
261G	技術的手段の回避に関する強制措置
	<b>第 XIV 編：2004 年知的財産（雑則改正）法に基づく経過規定</b>
262	-本編の解釈の指針 -「期日」とは、2004 年 7 月 1 日を意味する。
263	期日前に公表された著作物の著作権の存続について
264	期日前に公表された対象物の著作権の存続について
265	期日前に国際機関により公表された著作物およびその他の対象物の著作権の存続について
266	期日前に政府により公表された著作物およびその他の対象物の著作権の存続について
267	期日前に行われた実演に対する第 XII 編の適用について
	<b>第 XV 編：2004 年著作権（改正）法に基づく留保および経過規定</b>
268	-本編の解釈の指針 -「期日」とは、2005 年 1 月 1 日を意味する。
269	期日前の譲渡およびライセンスについて
270	期日前に生じた侵害に対する訴訟
271	期日前に生じた無許可使用に対する訴訟
272	期日に関連する権利管理情報についての訴訟

## 条約

### 1. TRIPS 協定

- a. 第6条：権利の消尽に関する問題に対処する際に、TRIPS協定のいかなる定めも適用してはならないと定めている。よって、TRIPS締約国は、並行輸入においては独自の立場を取る。
- b. 第39条：締約国は、情報が秘密であり、その秘密性故に商業的価値を有し、適法に情報を管理している人が秘密保持のために取る合理的な措置の対象である限り、秘密情報を公正な商習慣に反する方法による開示から保護する義務を負う。
- c. 第27条(1)：特許は、すべての技術分野の発明について与えられる。

### 2. [商標法に関するシンガポール協定](#)

### 3. 偽造品の取引の防止に関する協定

- a. シンガポールは締約国であった。

### 4. [ASEAN 知的財産協力枠組協定 \(ASEAN Framework Agreement on Intellectual Property Cooperation\)](#)

### 5. [衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関するブリュッセル条約 \(Brussels Convention Relating to the Distribution of Programme-Carrying Signals Transmitted by Satellite\)](#)

### 6. [意匠の国際登録に関するハーグ協定 \(Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs\)](#)

### 7. [WIPO 著作権条約](#)

### 8. [実演およびレコードに関する WIPO 条約 \(WIPO Performances and Phonograms Treaty\)](#)

### 9. [標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書 \(Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks\)](#)

### 10. [標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定 \(Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks\)](#)

### 11. [文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 \(Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works\)](#)

### 12. [特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約 \(Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms for the Purposes of Patent Procedure\)](#)

### 13. [工業所有権の保護に関するパリ条約 \(Paris Convention for the Protection of Industrial Property\)](#)

### 14. [特許協力条約 \(Patent Cooperation Treaty\)](#)

### 15. [世界知的財産機関を設立する条約 \(Convention Establishing the World Intellectual Property Organization\)](#)

### 16. [世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約 \(Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage\)](#)

### 17. [国際植物防疫条約 \(International Plant Protection Convention\)](#)

18. [追加の識別紋章の採用に関し、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される議定書（第三追加議定書）（Protocol \(III\) additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the adoption of an additional distinctive emblem）](#)
19. [植物の新品種の保護に関する国際条約（International Convention for the Protection of New Varieties of Plants）（UPOV）](#)
20. [世界貿易機関（WTO）を設立する協定（Agreement establishing the World Trade Organization \(WTO\)）](#)

## 知的財産に関する章を定めた自由貿易協定

1. 欧州自由貿易連合とシンガポール
2. インドとシンガポール
3. 日本とシンガポール
4. 韓国とシンガポール
5. ニュージーランドとシンガポール
6. シンガポールとオーストラリア
7. [米国とシンガポール間の自由貿易協定](#)
  - a. (締結から約8年以内に) シンガポールと米国間の輸入関税の100%が撤廃される。
  - b. シンガポールは、米国において、日本に続きアジア第2の投資国である。
8. [環太平洋戦略的経済連携協定](#)
9. [世界貿易機関 \(WTO\) の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 \(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights\) \(TRIPS 協定\)](#)
10. [教育的、科学的小および文化的資材の輸入に関する協定 \(Agreement on the Importation of Educational, Scientific and Cultural Materials\)](#)



## IPOS ガイドラインの要約

### IPOS – 特許

#### 1. IPOS の特許出願審査ガイドライン (Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS)

- a. 特許出願審査ガイドラインに関する非常に包括的なガイドライン (258 ページ) であり、法律および判例法 (シンガポールと英国の判例法) に大きく依拠している。
- b. ここには、「審査官が、業務中における特許法および規則の適用について理解を深めることを目的としている」と定めている。
- c. 判例法から有用な例を引用している。
- d. 審査官の裁量権を狭めるために、特定の重要な用語を定義している。
- e. 重要な立法条項について明確にしている。

#### 2. IPOS の 2008 年特許法改正のガイド

- a. このガイドが、「ドーハ改正」(TRIPS 協定に基づく特定の措置の実施) および「改正競争法」(新たな第 50A 条の発効前に締結された協定に対し、特許法第 51 条および第 52 条の適用を禁止する。その後締結された協定は、競争法の範囲に含まれる) に分類されると定めている。

#### 3. 2007 年改正特許法のガイド

- a. シンガポールの特許制度と特許協力条約に基づく規定の二つの重大な変更を調整する 2007 年 4 月特許法および規則の修正
- b. 特許書式のスクリーンショット等、非常に具体的なガイドラインを含む。

#### 4. 優先権に関する 2007 年修正に関するガイド

- a. このガイドは、2007 年特許法改正に関する IPOS のガイド (2007 年ガイド) に定める第 1 条「優先権の宣言」に置き換わり、これを更新する。

#### 5. 特許出願に関する 2007 年特許改正に関するガイド

- a. このガイドは、2007 年特許法改正に関する IPOS のガイド (2007 年ガイド) に定める第 2 条および第 3 条「出願日」および「仮審査」に置き換わり、これを更新する。

## IPOS – 商標

1. 商標についての資料 (Infopack)
  - a. 商標により付与される権利、登録可能な商標、登録商標権の侵害および執行、出願手続（商標出願のフローチャートを含む）および提出後の審査手続、シンガポール外における商標出願について、商標を付すことが可能な様々な種類の商品、頻繁に使用される証票用語のリストを定めている。
2. フォーム TM 4 作成のためのガイドライン
  - a. タイトル参照
3. フォーム MM 2 (E) 作成のためのガイドライン
  - a. タイトル参照
4. TM 作業マニュアル
  - a. 商標法の包括的な解釈

## IPOS – 著作権

1. 著作権についての資料
  - a. 著作権請求における独創性証明書、著作権により保護されないもの、著作権に内在する権利、著作権審判所の範囲、侵害に認定されるもの、救済、刑事犯罪を構成するもの、執行手段としての国境強制措置、著作権侵害の例外、ネットワーク・サービス・プロバイダーの責任等の事項を定めている。
2. 業務における著作権
  - a. 著作権保護を受けられる資料、著作権者の権利、公正取引、著作権侵害の例外について定めている。
  - b. 業務状況における著作権問題に関する 15 の質問
3. 家庭における著作権
  - a. 著作権保護を受けられる資料、著作権者の権利、公正取引、著作権侵害の例外について定めている。
  - b. 私生活における著作権問題に関する 11 の質問
4. 著作権およびインターネット
  - a. 著作権保護を受けられる資料、著作権者の権利、公正取引、著作権侵害の例外について定めている。
  - b. インターネットを使用する際に突如発生する著作権問題に関する 13 の質問

## 5. 教育者に関する著作権

- a. 著作権保護を受けられる資料、著作権者の権利、公正取引、著作権侵害の例外について定めている。
- b. 教育環境における著作権侵害の例外を列挙している。
- c. 学校教師に突如発生する著作権問題に関する 20 の質問

## 判例法

## 特許

事件	詳細	重大度
<p><i>Merck &amp; Co Inc 対 Pharmaforte Singapore Pte Ltd 事件 [2000] SGCA 39</i></p>		<p>シンガポール控訴法廷が特許法の基盤、すなわち、新規性、進歩性、実用新案、開示の十分性および侵害を定めた初めての事件である。裁判所は、<i>Windsurfing International 対 Tabur Marine (Great Britain) 事件 [1985] RFC 59</i>において、特許を取得するために必要とされる進歩性があるか否かを判断するために、4段階のアプローチを適合させた。</p>
<p><i>General Tire &amp; Rubber Co 対 Firestone Tyre &amp; Rubber Co Ltd 事件 [1975] 1 WLR 819</i>          (この英国事件は、シンガポール裁判所の承認を得て引用されている)</p>	<p>特許権保有者のクレームが新規であるか否かの基準について</p>	<p>判決：先願発明者の公示に、特許権保有者の特許付与の後に実施されれば、特許権保有者のクレームを侵害することになる事項についての明確な説明、またはこれを実施するための明確な指示が含まれている場合、特許権保有者のクレームは、必要な新規性が欠けている、すなわち予測されるものであると証明されることになる。          ただし、先願発明者および特許権保有者は、異なる開始点から同じ考案に到達している可能性があり、この理由で、またはその他の理由で、その考案について、それぞれが使用した、同じ考案を実際に発見した旨の文言から直ちに判明できない場合がある。ただし、先願発明者の公示に含まれる指示を実施することで、必然的に、何らかのことが実施されることになる場合で、特許権保有者の特許が有効であれば、特許権者のクレームの侵害を構成することになるときは、かかる状況により、特許権保有者のクレームは実際に予測されていたことが証明される。</p>
<p><i>AstraZeneca AB (SE) 対 Sanofi-Aventis Singapore Pte Ltd 事件 [2012] SGHC 16</i></p>	<p>AstraZeneca は、ロスバスタチンカルシウムおよび無機塩類で構成される、ある医薬組成物の特許を有していた。</p>	<p>Sanofi-Aventis は rosucard フィルムコート錠に関する製品ライセンスに関して、健康科学局 (Health Sciences Authority) に申請した。AstraZeneca は、Sanofi-Aventis によるある種の行為の実施が、自らの特許を侵害することになる旨の宣言書を申請した。AstraZeneca は、その訴因について、薬事法 (Medicines Act) 第 12A 条に依拠した。          ・特許侵害訴訟は、侵害の履歴を要するため (これは本件では存在しない)、AstraZeneca は、特許法第 66 条および第 67 条に基づく特許侵害訴訟を提起していない。          ・裁判所は、薬事法第 12A 条は、特許法に基づく特許侵害請求から独立した訴因について検討していると判断した。よって、AstraZeneca において特許法に基づく訴因がなかったとしても、薬事法に基づき訴訟を提起することができた。</p>

<p>DienGhin Electronic (S) Pte Ltd 対 Khok Tai Ting 事件 [2011] SGHC 36</p>	<p>タクシーが空走中であることを示す、タクシーの屋根の上の表示灯の操作に関して</p>	<p>かかる特許に対する請求は、発明を十分に開示しておらず、新規性および進歩性に欠けているというものであった。</p>
<p>Trek Technology (Singapore) Pte Ltd 対 FE Global Electronics Pte Ltd およびその他の訴訟事件 [2005] SGHC 90</p>	<p>Trek Technology は、「ThumbDrive」の特許を受けており、FE Global Electronics に対し特許侵害を主張した。</p>	<p>-新製品の商業上の成功は、その進歩性を検討する際に考慮に入れることができる。裁判所は、「ThumbDrive」の導入後、クローン・ストレージ・デバイスの数が有用であると判断した。          -特許を解釈する際に、裁判所は、専門家ではなく、熟練した読み手がどのように考えるかを判断する必要がある。          -裁判所は、進歩性の存在を検討する際に Windsurfing テストを適用した。</p>
<p>Genelabs Diagnostics Pte Ltd &amp; Nagase Singapore (Pte) Ltd 対 Institut Pasteur &amp; Pasteur Sanofi Diagnostics 事件</p>	<p>AIDS の原因である二つのウィルスのうちのひとつである、HIV-2 ウィルスに関する特許の有効性および侵害について取り上げている。シンガポールで提訴されたバイオ特許に関する最初の特許侵害事件である。</p>	<p><b>判決：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 裁判所は、Genelabs Diagnostics およびその販売店である Nagase Singapore Pte Ltd が Institut Pasteur of France が所有する HIV-2 特許を侵害していると判示した。裁判所は Genelabs に対し、侵害行為を中止し、Institut Pasteur およびその排他的ライセンスである Pasteur Sanofi Diagnostics に損害賠償額を支払うよう命じた。Institut Pasteur は Sanofi に対し、特許を商品化する権利を認めた（発明は、血清試料における HIV ウィルスの存在を判断するために様々な機関が使用する HIV-2 診断分析である）。</li> <li>2. 原告が訴訟提起において弁明できない遅延で有罪であるとの被告の主張に対し、裁判所は、特許保有者側に、侵害者に対する一貫した慎重な警戒を維持する義務はないと判示した。</li> <li>3. 原告 (Institut Pasteur) にとって有利であり、被告 (Genelabs) にとって不利な判決が下された。特許および特許が侵害されているという主張は有効であった。裁判所は、第二被告には特許が存在していたと想定する理由がなかったことを認めて、第二被告に対して損害賠償または不当利得返還の命令は出されなかった。</li> </ol>
<p>Astrazeneca AB 対 Ranbaxy (Malaysia) Sdn Bhd 事件 [2012] SGHC 7</p>		<p>特許侵害訴訟における被告は、同じ手続において特許の未請求クレームの有効性に異議を申し立てることはできない。かかる訴訟に異議を申し立てるには、特許庁に対し取消手続を取らなければならない。</p>
<p>Seiko Epson Corp 対 Sepoms Technology Pte</p>	<p>(特許法第 69 条(1)に基づく)「無知侵害」の抗弁が責任に対する</p>	<p>本法第 69 条(1)は、以下のとおり規定している。「特許侵害に関する手続において、侵害日の時点で、特許が存在していたことを知悉しておらず、またこれを想定する合理的な理由もないことが証明された被告に対して、損害賠償は裁定されないものとし、また不当利得返還に関する命令</p>

<i>Ltd</i> その他事件	完全な抗弁であるか、または抗弁が原告に認められ得る救済の数を制限することに限定されるか。	も下されないものとする。 <b>判決：</b> 裁判所は、第 69 条(1)が責任に対する抗弁ではないと判示した。「無知侵害」の抗弁は、損害賠償および不当利得の額に関係しており、侵害に対する責任には関係していない。
<i>Ng Kok Cheng</i> 対 <i>Chua Say Tiong</i> 事件	両事件：本法第 25 条(4)に従い、特許に関する充分性の要件に関連する。	<b>判決：</b> 「明確かつ完全」の要件は、発明の実施についてすべての詳細を記載するよう義務付けるものではない。技能のある人が、その技能を用いて、発明を実施できればよい。
<i>First Currency Choice Pte Ltd</i> 対 <i>Main-Line Corporate Holdings Ltd</i> およびその他による上訴事件 [2008] 1 <i>SLR</i> 335	本法第 25 条(4)は、以下のとおり規定している。 [特許]出願の仕様において、技能を有する人が発明を実施するために <b>明確かつ完全な方法</b> で発明を開示するものとする。	<b>判決：</b> 開示により、発明は、主張された独占権の全範囲において実施することができなければならない。

## 商標

事件	詳細	重大度
Sarika Connoisseur Café Pte Ltd 対 Ferrero SpA 事件 (控訴法廷) 2012 年	<b>問題：</b> 1. 上訴人が、商標法（「TMA」）第 27 条(2)(b)に基づく特許侵害に対して責任を負っているか否か。 2. 被上訴人の不明瞭化による希釈の主張が、TMA 第 55 条(3)(b)(i)に基づき確立しているか否か。	<b>判決：</b> 1. コモンローに基づく詐称通用の基準は、「関連性」および可能性の二つの要件の基準と同じである。 2. 裁判所は、「Nutella」と「Nutella」の標章が概念上は類似していないが、見た目と読み方が類似しているため、全体として、類似していると判示した。この決定は、問題の二つの商品が類似している（飲料とチョコレート製品）という事実の影響を受けている。

	言及された法律：第 27 条 (2)(b)、第 55 条(3)(b)(i)	
Novelty Pte Ltd 対 Amanresorts Limited およびその他事件	問題：著名な標章 言及された法律：第 2 条(8)、第 55 条(3)(a)	第 2 条(8)：ある商標が、「シンガポール国民の関連する分野」において著名である場合、当該商標は、シンガポールにおいて著名であるとみなされる[商標がシンガポールで登録されていない場合も同様とする]。
Doctor's Associates Inc 対 Lim Eng Wah (SUBWAY NICHE の名称で営業) 事件 [2012] SGHC 84	言及された法律：第 27 条 (2)(b)、第 27 条(3)、第 28 条 (2)	-商標侵害は、以下の場合に確立される。 a) 問題の標章が類似している。 b) 標章が類似の商品に関して使用されている。 c) 上記(a)および(b)を理由に、公衆の間で混同が生じる可能性がある。  -裁判所は、Niche という語が追加されているものの、「Subway」の標章と「Subway Niche」の標章が類似していると判示した。考慮された要素は、「Subway」標章の独自性であった。  -(a) 標章の類似性を判断する際に、以下の要素が考慮された。 i) 侵害する標章と登録商標の間に、見た目、読み方およびコンセプトの点で類似性が存在するか。 ii) 登録商標に独自性があるか否か。  -3つ目の要素が満たされなかったため、訴訟は取り下げられた。「Subway Niche」サンドイッチを購入した消費者は、商品が原告に由来するものであると信じる可能性は低い。混同があることを証明するには、合理的に十分な情報を得ており、注意深く、配慮ある公衆の「相当人数」において混同が生じていなければならない。裁判所は、通常の注意と知識をもって商品を購入する平均的な消費者は、学識があり、教育を受けており、旅行やメディアを通じて絶えず世界に通じていると想定している。
Staywell Hospitality Group Pty Ltd 対 Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc & Anor 事件 [2013]	この事件は、ある商標が既存の商標と類似していることを理由とする、当該商標の登録に対する異議申立に関係している。Starwood Hotels は、オーストラリアのホテル経営者である Staywell Hospitality	-控訴法廷は、詐称通用の不法行為が発生したことを認めなかったが、標章の類似性ならびに各当事者が提供する商品およびサービスの類似性により、混同を生じさせる可能性があるとして被上訴人に有利な判決を下した。 -異議申立手続は、侵害手続とは異なり、前者では裁判所は、競合する標章の実際の仕様および名目上の使用の全範囲を考慮に入れなければならない。 -グッドウィルが通常は取引から生じる場合でも、適切な事件において、取引前の活動も、該当する活動の性質および強度によっては、グッドウィルを生じさせる可能性がある。

<p>SGCA 65</p>	<p>によるシンガポールにおける二つの商標の登録申請に異議を申し立てた。Starwood Hotelsが「St. Regis」の商標を所有しているためである。Staywellは、「Park Regis」という標章の登録を申請している。</p> <p>言及された法律：第7条(4)(b)、第7条(6)、第8条(2)(b)、第8条(4)(b)、第8条(7)(a)</p>	<p>-標章の類似性の評価は、最終的に、量的または機械的な行使として解決できることを根拠とするのではなく、印象の問題である。考慮に入れるべき要素の一つは、どちらの2標章にも場所 (St.Regis/Park Regis) が含まれており、Regis という共通の語があるという点である。</p> <p>-ホテル・サービスは、贅沢であるか、質素であるかを問わず、ホテル・サービスであるため、問題の商品またはサービスは同一であるとみなされた。</p> <p>-異議申立手続において、「混同の可能性」の審理は、従来の標章の所有者が享受する競合する独占権のすべての範囲を考慮しなければならない（実際のおよび名目上の公正使用の両方を含む）、また出願者が求める権利のすべての範囲（登録が認められれば可能になり得る実際のおよび名目上の公正使用の両方）を考慮しなければならない。侵害手続においては、独占権の確立を求める申し立てられた侵害者についての疑問はない。申し立てられた侵害者は、境界域の使用の権利の取得または主張を求めているため、かかる侵害者による名目上の公正使用を審査する必要はない。</p>
----------------	---	--

## 著作権

事件	詳細	重大度
<p>Creative Technology Ltd 対 Aztech Systems Pte Ltd 事件 (1996) SGCA 71</p>	<p>-</p>	<p>研究または民間調査の目的での公正取引の抗弁から事業体を排除した 1987 年著作権法の規定により、裁判所は、商業目的でのソフトウェアのリバース・エンジニアリングは禁止されると判示した。裁判所の判決から 16 カ月後、この規定は廃止された。</p>
<p>Tiananmen KTV &amp; Lounge Pte Ltd およびその他対 Innoform Entertainment Pte Ltd 事件</p>	<p>-</p>	<p>判決：著作権法は、出願者に対し、同じライセンスについて2度その合理性について異議を申し立てることを認めていない。法的な救済は、ライセンス契約を解除し、適切な救済措置に対する新たな申請を行うことである。</p>
<p>Highway Video Pte 対 Public Prosecutor (Lim</p>	<p>詳細：著作権法と商標法の両方に関連する。</p>	<p>判決：著作権法の発効日前に制作された映画は、「演劇著作物」として認められるため、引き続き著作権保護を受ける。</p>



<p>Tai Wah)およびその他の上訴事件 [2002] 1 SLR 129</p>		
<p><i>RecordTV Pte Ltd</i> 対 <i>MediaCorp TV Singapore Pte Ltd</i> 事件</p>	<p><b>事件の要約：</b>テレビ放送会社 (MediaCorp) と技術サービス・プロバイダー (RecordTV) の間の訴訟。1987年著作権法に定める新たな「公衆送信権」を検討した最初の事件である。</p> <p><b>問題：</b>著作権侵害者の身元 (録音技術の提供者であるか、エンドユーザー/ビューアーであるか)。</p>	<p><b>判決：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. RecordTV のサービスは、「タイム・シフティング」に類似しており、これは著作権侵害の例外と認められている。</li> <li>2. 放送を記録するのは、ユーザーであって RecordTV ではない。ユーザーは、放送を記録するため iDVR に遠隔で命じることによりこれを行う。</li> </ol>
<p>Public Prosecutor 対 PDM International Pte. Ltd, 事件 2006</p>	<p><b>事件の要約：</b>被告らは、使用許諾を受けていないあるソフトウェア・プログラムのコピー 8 件をインストールした。</p> <p><b>言及された法律：</b>被告は、2004年著作権法 (修正) 後の著作権法第 136 条(3 A)(c)(ii)に基づき 3 件の訴訟を提起された。</p>	<p><b>判決：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 裁判所は、被告が意図的に商業的利益を得るために、使用許諾されていないソフトウェアをインストールしたと判示した。</li> <li>4. 訴訟の数は、(関係する侵害するコピーの数ではなく) 著作権が侵害されている出版者の数とされた。</li> <li>5. 罰金 30,000 ドル</li> </ol>

### トレード・シークレット

#### 注

1. シンガポールでは「秘密保持法」として知られている。

2. 特許法と秘密保持法の間に重複がある。発明者は、法により求められる場合、20年後まで特許開示を希望しない場合、秘密保持法を適用できる。ただし、その発明が秘密保持義務の違反後、リバース・エンジニアリングによって開示された場合、当該発明は、同法に基づきもはや保護を受けられなくなる。

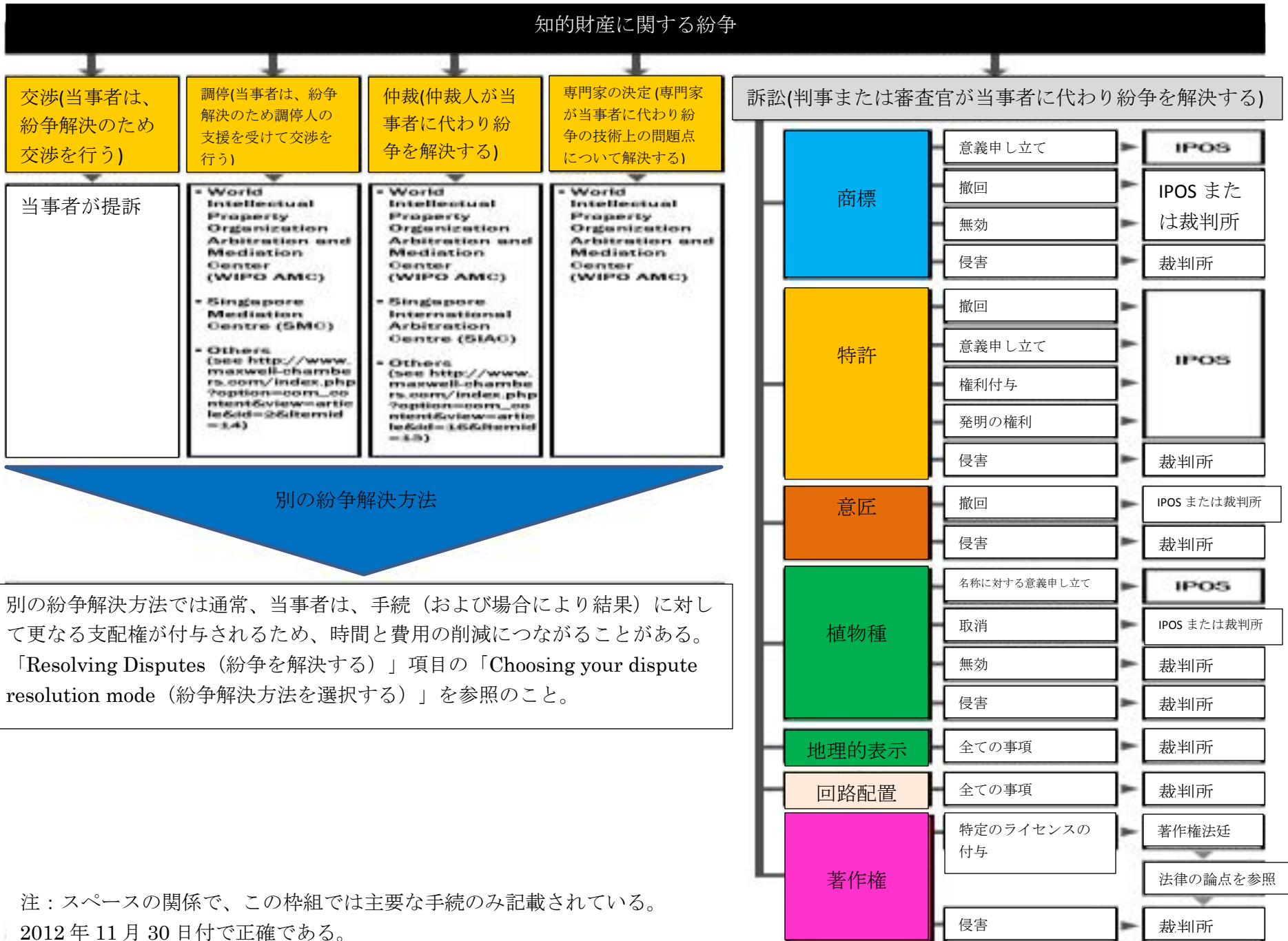
### 判例法

事件	原理
<i>Obegi Melissa</i> およびその他対 <i>Vestwin Trading Pte Ltd</i> およびその他事件 [2008] 2 SLR 540	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密がトレード・シークレットとして認められるための性質を特定している。</li> </ul>
<i>QB Net Co Ltd</i> 対 <i>Earnson Management (S) Pte Ltd</i> 事件 [2007] SLR 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国での特許出願の公示を通じて行われる外国での秘密情報の開示により、シンガポールで提起される守秘義務違反の訴訟において情報の保護が損なわれる場合がある。</li> <li>情報が公知ではない限り、情報が何らかの進歩性を有することを求める要件はない。</li> </ul>
<i>Stratech Systems Ltd</i> 対 <i>Guthrie Properties (S) Pte Ltd</i> 事件 [2001] SGHC 77	<ul style="list-style-type: none"> <li>原告の製品が公共において利用できた場合であっても、製品に含まれ、公共に対して開示されていない秘密情報も存在する場合があります、これは秘密保持法により保護することができる。</li> <li>守秘義務違反の訴訟において、原告は、被告が使用している情報と原告が開示する秘密情報の間の「因果関係」を立証しなければならない。被告によるかかる「使用」は、本質的に、かかる秘密情報と十分に類似していなければならない。</li> </ul>
<i>Stratech Systems Ltd</i> 対 <i>Nyam Chiu (alias Yan QiuXin)</i> 事件 [2005] 2 SLR 579	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報に「秘密厳守」と記載する等、他者への情報漏えいを防ぐための措置を取るとは、情報の秘密性を検討する際に考慮に入れるべき要素である。</li> </ul>
<i>Flamelite (S) Pte Ltd</i> 対 <i>Lam Heng Chung</i> 事件 [2001] SGHC 66	<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務違反の訴訟で勝訴するために、原告は、正確に「秘密情報」を特定しなければならない。</li> </ul>
<i>Universal Westech (S) Pte Ltd</i> 対 <i>Ng ThiamKiat</i> 事件 [1997] 2 SLR 139	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員は、その雇用者に対し、従業員としての義務を果たすために必要な場合を除き、雇用者の秘密情報を漏えいしない旨の黙示的な誠実公正義務を負っている。</li> </ul>

## 執行

付属書1：審理および調停のフロー・チャート

*www.IPOS.gov.sg から引用*



付属書 2 : レイド (警察等の捜査) の数およびシンガポール当局により差し押さえられた金額合計の統計



















www.IPOS.gov.sg より引用

<u>年度</u>	<u>著作権のレイド</u>	<u>商標のレイド</u>	<u>レイド合計*</u>	<u>差押金額合計</u>
<u>2004</u>	<u>126</u>	<u>190</u>	<u>316</u>	<u>S\$12,665,969.00</u>
<u>2005</u>	<u>61</u>	<u>168</u>	<u>229</u>	<u>S\$19,774,083.00</u>
<u>2006</u>	<u>57</u>	<u>144</u>	<u>201</u>	<u>S\$9,952,296.00</u>
<u>2007</u>	<u>54</u>	<u>196</u>	<u>250</u>	<u>S\$3,385,269.00</u>
<u>2008</u>	<u>60</u>	<u>122</u>	<u>182</u>	<u>S\$3,325,283.00</u>
<u>2009</u>	<u>51</u>	<u>189</u>	<u>240</u>	<u>S\$3,029,251.00</u>
<u>2010</u>	<u>60</u>	<u>194</u>	<u>254</u>	<u>S\$6,618,794.00</u>
<u>2011</u>	<u>35</u>	<u>197</u>	<u>232</u>	<u>S\$1,973,549.00</u>
<u>2012</u>	<u>30</u>	<u>224</u>	<u>254</u>	<u>S\$2,023,057.00</u>

付属書3：使用許諾されていないPCソフトウェア・インストールの料金および商業価値

BSA Global Software Survey は、約 22,000 名の家庭および企業の PC ユーザーに関する世界的な調査であり、International Data Corporation (IDC)が 2014 年初頭に実施した。シンガポールにおける使用許諾されていないソフトウェアの年ごとの商業価値（百万ドル）は以下のとおりである。2013年（344ドル）、2011年（255ドル）、2009年（197ドル）、2007年（159ドル）

使用許諾されていないPCソフトウェア・インストールの料金および商業価値

	使用許諾されていないソフトウェア・インストールの料金				使用許諾されていないソフトウェアの商業価値（百万ドル）			
	2013	2011	2009	2007	2013	2011	2009	2007
<b>ASIA PACIFIC</b>								
 Australia	21%	23%	25%	28%	\$743	\$763	\$550	\$492
 Bangladesh	87%	90%	91%	92%	\$197	\$147	\$127	\$92
 Brunei	66%	67%	67%	67%	\$13	\$25	\$14	\$13
 China	74%	77%	79%	82%	\$8,767	\$8,902	\$7,583	\$6,664
 Hong Kong	43%	43%	47%	51%	\$316	\$232	\$218	\$224
 India	60%	63%	65%	69%	\$2,911	\$2,930	\$2,003	\$2,025
 Indonesia	84%	86%	86%	84%	\$1,463	\$1,467	\$886	\$411
 Japan	19%	21%	21%	23%	\$1,349	\$1,875	\$1,838	\$1,791
 Malaysia	54%	55%	58%	59%	\$616	\$657	\$453	\$311
 New Zealand	20%	22%	22%	22%	\$78	\$99	\$63	\$55
 Pakistan	85%	86%	84%	84%	\$344	\$278	\$166	\$125
 Philippines	69%	70%	69%	69%	\$444	\$338	\$217	\$147
 Singapore	32%	33%	35%	37%	\$344	\$255	\$197	\$159
 South Korea	38%	40%	41%	43%	\$712	\$815	\$575	\$549
 Sri Lanka	83%	84%	89%	90%	\$187	\$86	\$77	\$93
 Taiwan	38%	37%	38%	40%	\$305	\$293	\$227	\$215
 Thailand	71%	72%	75%	78%	\$869	\$852	\$694	\$468
 Vietnam	81%	81%	85%	85%	\$620	\$395	\$353	\$200
Other AP	91%	91%	90%	91%	\$763	\$589	\$303	\$56
<b>TOTAL AP</b>	<b>62%</b>	<b>60%</b>	<b>59%</b>	<b>59%</b>	<b>\$21,041</b>	<b>\$20,998</b>	<b>\$16,544</b>	<b>\$14,090</b>

## 注

対象	注
IPOS において	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2013年に国内の特許審査官の団体を設立した。それまで、特許審査は、外国の特許局が行っていた。</li> <li>2. 特定のIP専門家や専門業者を認定するためのコンピテンシー・フレームワークを開発した。</li> <li>3. 現在は、WIPO AMCのIP専門家ネットワークを通じて特許紛争の解決を認めている。</li> </ol>
商標侵害に対する執行	<p>商標法は、警察の知的財産課が刑事罰と執行を実施すると定めている。偽造品に対する個人的な苦情を行うことができ、下級裁判所の判事は、捜査令状を発行して、捜査と差押えを行う。</p>
「裁判所規則」について	<p>民事訴訟は、裁判所規則に厳格に準拠する。同規則は、シンガポールの民事訴訟手続に適用される。</p>
権利の使用許諾	<p>特許登録簿に登録されている特許が、<a href="#">権利の使用許諾</a>の入力により承認されるのは、特許権者が、特許の発明について作業するために関係者に使用許諾することを意図している場合である。特許権者がかかる権利について特許を承認した場合、更新料は半額になる。</p>

経済産業省委託

シンガポール下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

GLOBAL IP Southeast Asia Pte Ltd

2015 年 6 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。